

幕末期における下級家臣の上申

— 龍野藩士室田巳三郎の上申を中心として —

竹本 敬市

要旨

幕末の文久期における龍野藩の下級家臣室田巳三郎の上申を中心として幕末の危機的状況の中での上申のもつ民主的側面について検証した。幕末期、どの藩においても財政難で逼迫している中、さらに異国船の来航と貿易の開始によって対外的な危機的状況も加わる。幕藩体制は崩壊寸前の状況を呈する。そんな中で、幕府においても藩においても各方面に意見を求める。それに応じて上級家臣からも下級家臣からも意見が出される。龍野藩においては、ペリーの親書に対して藩主が幕府に意見を述べている。その後も何度か意見を述べている。また、藩内においては上級家臣が藩に上申している。内容は攘夷を求めたものである。藩主が幕府に意見した内容も上級家臣が藩に上申した内容も同じ攘夷であった。そうした中で下級家臣も藩の要請によって意見を上申する。下級家臣の上申内容がどのようなものであるか、民意をどのように反映する内容となっていたか。封建制下における民主化の発展状況を下級家臣の上申で見ようとした。その結果、藩主の幕府への上申や上級家臣の藩への上申には攘夷はあるものの百姓の状況認識に関するものはなかった。しかし、上申という点で広い意味での「公議」「公論」への道筋につながる内容があることをつかめた。さらに下級家臣の上申の中には百姓の現状を認識した内容があること、百姓を基軸に据えた視点であることがわかった。その百姓を基軸とする視点の中に、村請制の特質から、村請制で培われた民意が「公議」「公論」につながっているのではないかとすることを村方騒動・百姓一揆をみることで確認した。そして、室田の上申するという行為自体が「公議」「公論」を培い、民主化の展開を象徴するものであったとした。そして、意見が聞き入れられるかどうかはさておいて、世の中の民衆の動きとしての世論の流れを示すものとして注目されると結論付けた。

キーワード：龍野藩、幕末期、下級家臣、上申

はじめに

本稿は、幕末期における下級家臣の上申について論究する。対象は播州龍野藩の下級家臣である室田巳三郎の上申を中心にみる。上申したのは文久三(一八六三)年九月である。特に下級家臣の上申に注目した。下級家臣の上申が民意を捉えていると考えたからである。同時に、藩主や上級家臣の上申についても取り上げた。藩主の上書は幕府へのものである。ペリーが親書を幕府に提出した当初に関するものである。上級家臣の上書は藩へのものである。

幕末期、どの藩も危機的状況にあった。領主的危機としての財政難。どの藩も多額の負債を抱えていた。その上、年貢収入も伸び悩み、場合によっては次年の年貢が借金の抵当になっているケースもあった。負債の返済もままならない状況にあった。その上、対外的な危機が襲いかかってきた。幕末期はまさに幕府の存続自体もあやぶまれる極限状態にあった。そんな中において、幕府においても藩においても各方面に意見を求めて危機を乗りきろうとする。その要請によって、各方面の人々が意見を述べている。その意見の中で、下級家臣がどんなことを考えていたかを明らかにしようとした。下級家臣の上申の中にみえる民意を明らかにしようとした。すなわち、現代的な課題でいうと、真の民主主義社会をめざすことを研究視点としてい

る。^(註一)今の世の中、また民主化が不十分なところがある。民主主義が徹底していない。民意が尊重されないという現実が色々な面で噴出している。民主主義が危機的状況にあると指摘する人もいる。^(註二)民主化の発展過程を検証したり真の民主主義を旨指す意味で、封建社会の中の民主的な面を探り、真の民主化につなげていければと考えている。発言に関するものとして、上申は下の者が上の者に意見を言うということである。下級家臣が一般民衆の百姓の意見を代弁するようなところがあるところに注目している。上の者からすると、下の者のいうことを聞くということである。言うことと聞くことに注目した視点である。また、上申するという行為自体が民主化の発展を象徴するものであり、意見が聞き入れられるかどうかはさておいて発言権としてまた世の中の民衆の動きとしての世論の流れを形成し示しているものとして注目される。聞く姿勢に民意が象徴されるということである。従来の研究に關連していうと、「公議論」として研究されたところでもある。本稿でも上申が広い意味で「公議」「公論」を形成する要素を持つと考えている。

これまでの幕末・維新期の研究は、幕藩体制の崩壊から明治国家形成の過程を論理的に説明しようとするものや、^(註三)国家の成り立ちや性格を問題としたり、^(註四)近代化の様子を説明するもの、^(註五)

さらには、植民地化の危機に關しての外斥論の問題について、攘夷の考え方に關するもの^(註七)、民衆運動からみた幕末・維新について、討幕から新政府樹立の政治的主体に關すること、西南雄藩を中心とした研究^(註九)など数多く存在する。これらの幕末・維新の研究は、個別的事例が歴史解明の根拠になっている。先行の研究成果を参考としながら、地域における個別の実態を明らかにし、幕末・維新研究につなげていきたいと考える。

史料は、龍野歴史文化資料館が所蔵する旧竜野藩主脇坂家文書をもととする。旧竜野藩の史料は、将軍家から出された文書や各藩主の書状・日記・趣味に關するものなど多数ある。しかし、これまで龍野藩に關する論考はほとんどない。『龍野市史』に概略がまとめられた程度である。今後、龍野歴史文化資料館所蔵史料で龍野藩の具体的な実態が次々に解明されていくものと思われる。この度の論考はその最初のものと考えている。

一 龍野藩の動向

(一) 近世後期・幕末期の龍野藩の動き

龍野藩の近世後期から幕末期の出来事をまとめると次のようになる。

表1 龍野藩での出来事

(『龍野市史』を参照し筆者が作成した。)

文政二(一八一九)年、社倉制度を実施。※文政元年に「社倉大意」をあらわす。
 文政八(一八二五)年二月、千本村で騒擾おこる。
 文政二三(一八三〇)年二月、おかげまいりはじまる。閏三月、抜け参り禁止のお触れが出る。

天保二(一八三一)年一〇月、学校設立につき一統へお達しが出る。
 天保五(一八三四)年七月、藩校敬楽館が落成。
 天保五(一八三四)年九月、敬楽館条約・学規・条令が出され藩校の教育体制が整備される。
 天保七(一八三六)年、大凶作。 ※天保前半年に藩札制度は行き詰る。
 天保八(一八三七)年三月、救済として助成米の支給を行う。
 弘化元(一八四四)年、藩財政改善策をはじめめる。(節侯、知行高の削減を通達)
 弘化二(一八四五)年末、弘化三年初めにかけて龍野藩頭那波野村で村方騒動、村役人と小前百姓が対立。村割方法の改善をもとめる。
 弘化四(一八四七)年、年貢の納め方を厳しくする。(俵の拵え方を指示)
 ↓一月、不仁不法の改革だと捨て訴がある。

嘉永元(一八四八)年二月、中組の百姓が強訴。城下揖保川の河原に百姓が集まる。
 嘉永二(一八四九)年正月、百姓一揆おこる。俵の拵え方等に反対。
 嘉永三(一八五〇)年、郷中に儉約令。この年、旱魃。
 嘉永六(一八五三)年二月、宿村で村方騒動がおこる。
 嘉永七(一八五四)年七月、沢田村、入野村、門前村で村方騒動おこる。
 嘉永七(一八五四)年九月十五日、プーチャーチンの率いるロシア軍艦が紀伊沖に現れる。

↓和歌山城下の近海↓紀州加太浦↓岸和田城下の近海↓摂津↓兵庫沖
 ↓鳴尾沖を回航↓大坂安治川河口に停泊。
 ※龍野城下へ異国船来航の知らせが入る。

安政二(一八五五)年、龍野藩は釣り鐘供出の命令を出す。
 安政三(一八五〇)年一〇月、藩校の仕法替えについてお達しが出る。(藩校の改革)。
 安政四(一八五七)年七月、十一月にかけて、那波野村で村方騒動、庄屋罷免を要求。
 文久二(一八六二)年四月、脇坂安斐襲封。
 文久二(一八六二)年九月、藩主脇坂安斐初めて龍野へ入部。
 文久二(一八六二)年一〇月、藩政改革基本大綱が出される。
 文久二(一八六二)年二月、龍野の居所焼失。
 文久三(一八六三)年五月、異国船摂津侵入の際の大坂表への派兵が命じられる。
 文久三(一八六三)年六月二日の大坂城代からのお達しで、大坂岩田新田で警固に当たることが命じられる。

文久三(一八六三)年八月、八月十八日の政変。
 文久三(一八六三)年一〇月、生野の変起こる。
 ↓脇坂淡路守江生野賊徒追捕命令書。

文久三(一八六三)年一〇月、農兵隊(農武組)の結成を図る。
 文久三(一八六三)年一月、農武組規定書を定める。
 元治元(一八六四)年七月、第一次長州征伐に際して緊急廻達。征長軍に参加。
 元治元(一八六四)年八月、英・米・仏・蘭四国連合艦隊、下関海峡で萩藩砲台と交戦。
 元治元(一八六四)年一〇月、長征諸藩の代表が大坂城に集まって軍議。龍野藩も参加
 ↓十一月八日を総攻撃開始の日とする。↓一月、長州藩、幕府への恭順の意をあらわす。

元治元(一八六四)年一月、龍野藩の先手が出発。↓一〇日、広島着。↓交戦しないまま撤退。↓元治二(一八六五)年一月龍野に帰る。
 元治二(一八六五)年二月、長州藩主父子に江戸召致参勤を命ずる。↓長州は応じず。↓再征する方向へ。↓閏五月、將軍は入京。
 元治二(一八六五)年三月、幕府へ三万両の拝借を願い出る。
 慶応元(一八六五)年六月、再征長のため出発。↓藩主安斐(やすあや)、山野里村で病
 気になりそこに留まる。

慶応二(一八六六)年一月、坂本龍馬の斡旋で倒幕のための薩長提携を密約。
 慶応二(一八六六)年三月、学館改革の見込書が提出される。
 慶応二(一八六六)年七月、將軍家茂、大坂城中で死去。↓八月、第二次征長の休戦沙汰書が出る。↓二月二七日、撤兵。↓元治三(一八六六)年一月九日龍野に帰る。
 慶応二(一八六六)年二月、千種川筋の百姓一揆を取り鎮めるために龍野藩の奉行岡

村半兵衛が出張。百姓の要求を聞き、一揆を解散させる。

慶応三（一八六七）年一〇月一四日、大政奉還の上表を朝廷に提出。

慶応四（一八六八）年一月三日、鳥羽伏見の戦い。一月一日、慶喜追討の命が出される。

一月二日、岡山藩と共に龍野藩に姫路藩追討応援の命が出される。

慶応四（一八六八）年二月一日、播磨にあった谷町代官支配領、生野代官支配領、田安・

一橋尚徳川家領、会津藩・柳倉藩の飛び地、旗本の知行所は、龍野・赤穂両藩に取り締まりが命じられる。

龍野の藩主脇坂家は寛文二二（一六七二）年に龍野に入封してから明治まで続いている。領地は五三〇〇〇石で、途中預り地の増減によって領地高に多少の変化はあった。揖保川の流域に領地を有し比較的肥沃な土地柄で恵まれていた。脇坂家は元々は外様大名であったが願いによって譜代大名となった家柄である。龍野の藩主となった頃は譜代大名で幕府の要職も務めるようになっていた。

ここに列記した事項をみるだけでも藩の危機的状況がつかめる。

(二) 藩財政について

龍野藩の財政は、『龍野市史』によるとすでに享保末年から元文三（一七三八）年にかけて財政は窮乏していたとある。享保の飢饉で年貢収納が減ったことが原因ということである。その後も、享保二〇（一七三五）年には米価の値下がり、藩財政が窮乏になり、上方・龍野での借入金が増え、「安永期に窮乏の慢性化」はじまり、安永六（一七七七）年には「町・在からさらに六〇〇貫の出銀」をうけて、その返済に年二五〇〇〇俵があてられ、安永七年には、藩主脇坂安親が幕府御馳走役をつとめ、御馳走役の費用は一五〇〇〇両かかったという。その費用は大坂の銀主から七五〇〇両と町在から集めた一三〇〇〇両が用意できた。それで何とかなったという。享和二（一八〇二）年には、藩財政の手助けに領内の大庄屋・町年寄へ出銀の依頼をした。それでも藩財政の窮乏は進行し、深刻化・慢性化までに至っていないとしても、財政の窮乏は進行していった。文化年間になると藩財政はいよいよ深刻となる。折しも、文化四年二月には江戸芝の藩邸が焼け幕府から五〇〇〇両を借りる。その後も、文化四年一月には但馬久美浜代官所陣屋から五〇〇〇両の借金をする。さらに、文化七年二月には朝鮮通信使出迎えのための費用が必要となり幕府から一五〇〇〇両借りたという。藩の借金は増える一方であった。龍野藩は財政破綻が進む中で御用金の賦課、専売制、年賦講の実施などの経済政策を展開するが一向に改善はされなかったようである。藩全体の負債がどれくらいあったかの正確な史料はないが、かなりの額にのぼっていたものと思われる。また、藩札等についても引き換えが行き詰まっていた。藩財政はまさに破綻状態にあった。弘化年間に入って、藩財政の改善方策として節儉と藩家中の知行高の削減、更に弘化四年七月には年貢の納め方を改めようとするが百姓の反発を招き失敗に終わる。龍野藩の藩財政は近世後期の段階から危機的状況にあり、幕末期は深刻な状況にあった。

(三) 藩主の動向について

龍野藩は、脇坂安政が寛文十二（一六七二）年に信濃飯田から龍野に転封されてから明治まで脇坂家が代々藩主を勤めている。近世の後期から幕末にかけては、脇坂安薫・安宅・安斐と続く。脇坂安薫は、龍野藩主の八代目で、天明四（一七八四）年、父安親の隠居をうけて家督を継いでから天保二（一八四二）年に死去するまで藩主を勤めている。寛政一（一七九〇）年には奏者番、寛政三年には寺社奉行を兼務し、天保七（一八三六）年には老中となっている。幕府の要職を務めている。次いで、脇坂安宅は、天保二（一八四二）年に襲封してから、父と同様に、天保一四（一八四三）年奏者番、弘化二（一八四五）年に寺社奉行兼務となっていた。さらに、安政四（一八五二）年には京都所司代、老中になり、安政六（一八五八）年には外国御用取扱になっている。時流の中で要職を務めている。一〇代藩主脇坂安斐は、九代目が病気のため文久二（一八六二）年襲封する。安斐はかじ取りの難しい幕末維新期の藩主を勤める。龍野藩藩主の動向は次の表のとおりである。

表2 藩主の動向

（『龍野市史』を参照し筆者が作成した。）

脇坂安薫（やすただ）

寛政二（一七九〇）年、奏者番。
寛政三（一七九二）年、寺社奉行兼務。

文化一〇（一八三三）年閏二月、奏者番・寺社奉行を辞す。

文政二（一八一九）年一〇月、再び奏者番・寺社奉行となる。

天保七（一八三六）年二月、老中格となる。↓九月、老中となる。

天保八（一八三七）年七月、本丸老中となる。

天保二（一八四二）年正月、死去。

文化一〇（一八三三）年、生まれる。

天保二（一八四二）年、襲封。

天保一四（一八四三）年、奏者番。

弘化二（一八四五）年、勘定奉行兼務。

安政四（一八五二）年、京都所司代。

安政四（一八五七）年八月、老中。

嘉永四（一八五二）年二月、京都所司代兼任の誓詞。

安政六（一八五八）年七月、外国御用取扱。

万延元（一八六〇）年、老中を免ぜられる。（桜田門外の変に際して水戸・薩摩の志士を庇護したことで免ぜられる。）

文久二（一八六二）年五月、再び老中となる。御勝手掛・外国御用をとめる。

文久二（一八六二）年九月、病気で老中を免ぜられる。

天保一〇（一八三九）年、生まれる。藤皇高猷とどううたかゆき）

三男。安政五（一八五八）年、安宅の養子となる。

脇坂安斐（やすあや）

文久二（一八六二）年九月、病気で老中を免ぜられる。

文久二(一八六二)年、襲封。
元治元(一八六四)年八月、長征追討の命が出る。↓十一月、出兵。
慶応四(一八六八)年二月。

藩王が幕政の要職を務めたこともあり幕府寄りの姿勢であった。

(四) 藩内の領民の動きについて

ここでは龍野藩の百姓の動きについてみる。百姓の動きで注目されるのは村方騒動と百姓一揆の存在である。村方騒動は、村役人と小前百姓との間に起ったトラブルが原因で、小前百姓が村役人に反発している事例が多い。村役人の不正や私利私欲を追究したもの、村役人の取り込みを訴えるもの、帳面の開示をすなわち監査請求にあたることをとめるもの、そして庄屋の退役を求めるものなどである。結局は村政の民主化を求める内容である。村請制の下で村役人への反発は幕藩体制の根幹を揺るがすものであり、領主的危機を示すものである。

特に、この時期龍野藩においては訴えごとが多いことも注目させられる。安政四年の四月のことであるが、御用番の日記が残っていて、その四月だけでも六件の捨て訴が龍野藩役宅へあったことが記されている。百姓たちの意思表示がかなりの頻度であったことがわかる。この捨て訴は行為としては認められない訴えである。正式な訴状ではない。誰がしたか分からない訴えである。もしわかれば処罰の対象になる可能性がある。しかし、それだけ百姓が行動的になっているということのあらわれである。無理難題を訴えたものではなく、不当な内容の是正を訴えたものである。封建制の崩壊と民主制の進展に関係することがらとして注目される。近世後期・幕末期の龍野藩における村方騒動関連の事項を拾い出すと次のようになる。

表3 近世後期・幕末期、龍野藩の村方騒動関連年表 (『龍野市史』を参照し筆者が作成した。)

文化二(一八一六)年	佐野村で村方騒動。村方不和合。年寄が小前百姓らの不正を追及、村役人の私利私欲を追求。
文政八(一八二五)年二月	龍野藩領千本村で、村民が山中に集まって年貢のことで騒いでいるとのこと。鎮庄のために足軽などが出動し首謀者を捉える。第二陣も鉄砲その外で武装し出動。主だったものを捕らえる。
文政一三(一八三〇)年二月	お陰参り。抜け参り禁止の触れが出される。
天保七(一八三六)年	※天保一、三、四年 不熟。大凶作。
弘化元(一八四四)年	藩政改善の方策として、儉約と家中の知行高の減高。
弘化二(一八四五)年	龍野藩領那波野村で村方騒動(庄屋に反発)
弘化三(一八四六)年	角亀村で村方騒動(庄屋役、年寄役の役高に關しての出入)
弘化四(一八四七)年	年貢の納め方が厳格となる。俵の拵え方、菰の編み方、俵

の寸法を規定。藩士宅(村田二郎左衛門宅)捨て訴(俵の拵え方など前の通りにすべきと)
龍野藩領中組の農民の強訴。揖保川の東側川原に農民が集まり龍野藩役人と対峙。藩の代官の不当な取り計らいを批判。年貢の減免を要求。

嘉永二(一八四九)年一月 百姓一揆。

※嘉永一、二、三、五年 不熟。

嘉永六(一八五三)年二月 宿村で村方騒動。小前百姓・組頭中が庄屋を大庄屋に訴える。

※嘉永六(一八五三)年、旱損。

嘉永七(一八五四)年二月 沢田村の小前百姓らが村役人の取り込みを訴える。

嘉永七(一八五四)年三月 入野村で村方騒動。帳面改めと、庄屋・退役を求める。

嘉永七(一八五四)年一月 再び入野村で村方騒動。庄屋の罷免を要求。

安政四(一八五七)年四月 四月だけで六件の龍野藩役宅への捨て訴。この頃捨て訴が盛んに行われていた。

安政四(一八五七)年七月 那波野村で再び村方騒動(庄屋の罷免を要求)。

安政五(一八五八)年 大屋村での村方騒動(郷倉や橋の普請をめぐって)。

慶応二(一八六六)年 篠原村で村方騒動(庄屋の退役を求める)。

慶応二(一八六六)年二月 千種川筋百姓一揆の取りおさめに龍野藩の奉行岡村半兵衛が出張。

慶応四(一八六八)年 門前村の村方騒動。手当米、社倉米などでの庄屋の私利私欲を追求。

この中で注目されるのは嘉永元年(一八四八)一二月の強訴と嘉永二年一月の百姓一揆である。嘉永元年の強訴は中組の百姓二四、五〇〇人が揖保川の東川原に集まって起こしたものである。嘉永二年の百姓一揆は、前年の強訴に引き続いて、まず東村・小犬丸村の百姓らが多数集まったことから起こる。一揆勢は庄屋宅を二軒打ちこわし揖保川を東に渡って放火や打ちこわしを続け、『龍野市史』によると「四〇か村三〇〇〇人とも五〇〇〇人とも」が蜂起した大規模な一揆であったとある。この騒動の原因は、藩財政の立て直しにある。龍野藩は弘化四(一八四七)年七月に年貢の納め方を立て直した。具体的には、①俵の拵え方について、②菰の編み方について、③俵にかける縄について、④棧俵の寸法について、⑤内俵の拵え方について、⑥俵の中に入れる欠米の入れ方について、⑦米の津出しについて、厳しく規定した。その上に俵に入れる米を測る升についても新たな升を使わせるようにした。新たな升を使用すると一俵について一升余りも多く納めなければならぬようになった。さらに、舂掻きについては従来を引き落とし法を突き割り法に改めた。藩は年貢の収量を増やして藩財政を補おうとしたので

ある。それに対して百姓側は、藩の年貢増徴に反対、藩の代官の不当な取り計らいにも反対、新しい弁による年貢の増徴や欠米の増額に反対し、「前代未聞不仁不法之改革」と訴え抵抗する。そして、嘉永元年には強訴、嘉永二年には百姓一揆となる。

強訴では、一村だけでなく数か村が一緒になって行動を起した。百姓一揆ではさらに闘いの要素を入れて組織的に抵抗を試みた。この幕末期には、村方騒動で村民の主體的な動きが高まり、百姓一揆でさらに組織的な抵抗となる。強訴、百姓一揆の結果は、藩兵の動員で首謀者が召し捕らえられる。一揆は収束する。しかし、一揆の原因であった年貢の取り立て方には問題があったため、大庄屋が藩に折衝し、年貢の納め方をもとに戻す形となった。

江戸時代の年貢の課税と納入方法は村請制を取っていた。領主は年貢を村に請求した。それを村が請負う仕組みである。請け負った年貢を庄屋が中心となって村民一人一人に持高に応じて公正に割り当てる。その際、皆が寄合つて甲乙がないように割り当てる。村請制では庄屋を中心として村の自治が尊重されていた。幕藩体制では村請制によって村の自治や民主性が必然的に培われる仕組みになっていた。村請制の特質として自ずから村民の民意を育む要素があったということである。ところが、江戸時代の後期・幕末期になると、村内での民主化を求める動きが村方騒動や百姓一揆というかたちになって現れた。村請制の特質としての民主的な面を育むところが村役人の私利私欲や不正、あるいは反動的なところが原因となって村役人と村民の間で対立を生む。こうした村請制の民主的な面と対立的な面の矛盾するような局面が出てくる。村請制の限界が見えてくる。しかしながら、こうした村請制で培われた民意が基盤となつて村方騒動・百姓一揆が頻発し世論の動きが高まり世直しの状況が進行し「公議」「公論」への道へ通じていったと考える。

結局は、こうした村方騒動、強訴、百姓一揆の高まりの中で、領主的危機がどんどん深まっていくと同時に、次の社会を目指す機運が深層部分で高まっていたと考える。そして、幕藩制の基盤が揺らぐ中での異国船の来航と開国の要求がなされる。

二 藩主の意向

(一) 合衆国伯理璽天徳書簡に対して

嘉永六（一八五三）年の七月に、久世大和守・松平伊賀守をはじめとする五人の年寄から亜米利加船より差し出された書簡に対する「通商御許答之可否」について「見込之趣十分二御申聞候様」と^(註四)要請があった。そこで、龍野藩主は通商の可否について意見を八月に出している。その内容は、「合衆国伯理璽天徳書簡和解」等^(註五)の文を引用して、その箇所箇所のことについて意見を述べている。例えば、

五年或八十年を限りて允準し、以て其利害を察し、若、果して貴国二利なきにおもてハ旧律を回復して可也、

と認候様之義二付

と、文を引用している。そして、それに対する対応として、

（前略）西三年限交易御許答二相成候共、御国体とも不拘、御仁恵之御取扱二而、双方無事二候得共（後略）

立定和約則両国免起衅端

またハ、

如若不和来年大帮兵船必要馳来、

と有之趣二而者、（中略）武威を以可遂望とて形勢駢与頭居候間、被任望候而者、彼武威を恐怖いたし候二相当り万国之侮を受、御国体二拘、且、魯西亜、英吉利斯等追々同様之義仕懸可申、当時長崎交易之上、追々国数相増、及警昌候ハ、玩物之弊而已二無之、品二寄国財茂可及衰耗（後略）

（龍野歴史文化資料館所蔵文書）

と言っている。当面の処置として、二、三年の開国は止む無しというところである。しかし、結局のところは、交易をすることはよくないといった趣旨である。

この意見書の中には、「耶穌之道」に関する内容もあり、「爺蘇弘道を主意二渡来候二者有之間敷候得共、乗組のもの多分爺蘇之徒二可有之、旁以、前書之趣を以、交易御許答無之段被仰渡候外者無之候」と、キリスト教の問題からも交易を許容しないように言っている。

また、防備に関しては、軍艦の造営・用意、上陸して乱暴に及んだ場合の対処について、兵糧の確保について等が書かれている。

結局、嘉永六年段階の龍野藩主の意向としては、当面の二、三年は開国しても止むを得ない。国防をしっかりとする必要がありというものであった。消極的な開国と将来的には攘夷である。

(二) 攘夷についての意向 文久三年時点

攘夷について、文久三年二月の史料に、勅書で「銘々之策略被為聞召度被留召候」と要請があった。

文久三癸亥年二月十五日、東武江以四日雇切飛脚、攘夷之義存意無之建儀いたし候事写 但シ、存意有無をも以直書申上候様、二月十四日夜、従東武四日雇切二而申参候事、

攘夷之儀、先般以勅書被仰出候二付而者、銘々之策略被為聞召度被留召候間、見込巨細相認、御上落前迄二早々可差上旨、其餘御達之趣共具二奉敬承候、右策略之儀ハ不容易事件二付種々勘考仕候得共、素不方之私見極言上可仕心付無御座候、右之段御請奉申上

候、以上、

二月

安斐 (花押)

(龍野歴史文化資料館所蔵文書)

幕府側の要請に対してこの度は、「言上可仕心付無御座候」と返答している。しかし、その後も意見を求める要請があった。そうした中で、文久三年九月の攘夷に関する建白書の下案がある。この時点での攘夷に対する考えが確認できる。

攘夷之義二付建白下案

乍恐存込候微衷之趣奉言上候、先般二百年來之御慶典を被為興御上洛被遊候段者、国家之御慶事、此上無御座御英斷之程感佩恐悦奉存候、元より右御盛典被為在候上者、御国は御確定相成置迄紛紜之義幸茂忽永解天下一新、御綱紀御更張可相成与入企望罷在候処、果して、勅詔台命を以、攘夷之儀断然与被仰付、委靡退縮之人心も一旦奮発仕、既二西国辺三而者、外夷与戦争二も及候次第之処、不凶茂、御意府後外夷拒絶之儀、御談判中二付、無謀之取斗いたす間鋪旨被仰出、右者定而、御用向無御余議御訳柄被為在候御事二者可御座候得共、其御、朝廷よりハ猶又無二念掃攘可致旨被仰出有之、就而者、種々之物論再紛興仕、人々疑惑を生じ、自然御違勅之姿二相見へ、人心離叛二可至と私二苦心仕候処、其後攘夷御決定、神奈川鎮港之御談判御取懸り之趣、拜承仕、国家之大幸不可過之旨、恐悦奉存候、然処、先月十八日京師騷擾之義有之、且和州二者一揆乱妨等之事起り、夫よりしてハ、又々、拒絶之義御延期二も可相成哉之、巷説有之、是全道路之浮説信用不相成候得とも万一右様之御廟議反復仕候時者、彼之乱賊却而止議之名を得終二者、不容易大乱二相成、徳川御家之御安危此御一挙二可有御座与深く痛心仕候、仰願くハ、何卒衛慮御遵奉攘夷御確定、聊茂御動無之、急速、神奈川鎮港相成夷賊をして一人も内地二不被差置様御処置被為在、実事を以て天下江御示し被遊候ハ、公武御一和之美跡顕連皇国一致、誰か台命を奉せざるも可有御座哉、然る時者、彼之乱賊者忽自滅仕、御国威御挽回、聊内顧之御患無之神州之御武威海外二相輝き可申与奉存候間、断然御廟議御確定、早々、神奈川鎮港被為在、天下江無二念可致掃攘方再御布告被遊候之様、御英断被為在度、此段幾重二茂奉懇願候、右者、御政体江相拘り候義、不顧僭越、容易二申上候段恐懼不少候得共、獻庁之鄙誠不患御亮察御取捨被成下度奉願候、誠恐誠惶頓首謹言、

文久三癸亥年九月日

姓名

(龍野歴史文化資料館所蔵文書)

「先月十八日京師騷擾之義有之、且和州二者一揆乱妨等之」と大和五条での天誅組の変、そして、京都での八月一八日の政変直後のものである。諸説あるものの結局は「公武御一和」で「早々、神奈川鎮港被為在、天下江無二念可致掃攘方再御布告」と神奈川鎮港と攘夷の実行を言っている。政体に係ることについては、「公議」「世論」に言及するところまでいっていない。

(三) 攘夷についての意向 元治元年時点

続いて、時々刻々と情勢が変わる中で、元治元(一八六四)年段階の考えを見る。

元治元甲子年三月廿日国是之儀二付建白書

但シ、三月十六日、水野和泉守より国是之儀二付存込候義有之候ハ、来ル廿一日迄二申上候様可仕旨申来候二付申上候事也、
写写通

私儀、去月十一日、以御封書、不容易御内命を蒙り、早速上京仕候処、猶又、御国是見込可申上旨御沙汰二付、乍恐愚意之趣奉献白候、客感攘夷之儀被仰出候二付而者、列侯者勿論、下草莽之士二至迄感奮興起仕、既二、於薩長断然及一戦候段、実以神州之御武威相輝候御機会と奉存候、和戦之儀二付、一時議論騰起仕、過激之輩も可有御座候得共、懸る危急之御時勢、逐一御糾問被為遂候而者、人心愈洶々、海内分裂之基とも相成、必然、外夷之術中二陥り可申と奉存候、何卒紛紜之議者惣而御寛典二被為処、攘夷之御発令御變動無之、闔国之士心を纏め、全力を攘夷二被為尺候ハ、自然御国体相立可申哉二奉存候、右者御尋二付、不顧忌謹献言仕候、誠恐誠惶、頓首、頓首、
三月廿日
脇坂淡路守

(龍野歴史文化資料館所蔵文書)

当時老中の水野和泉守忠精からの要請に心えたものである。薩摩・長州の行動を「既二、於薩長断然及一戦候段、実以神州之御武威相輝候御機会と奉存候」と支持している。過激な輩もいるが、すべてを洩らさず問いただしていたら分裂したり外国の術中にはまる。ここは「全力を攘夷二被為尺」ることだと言っている。この段階までは、攘夷の実施をせまっている。ただ、藩主のこれまでの情勢判断の中に対外的な危機の回避の視点はあがるが、根本的な財政的な危機、領主的な危機は度外視している。すなわち、対百姓の視点や民衆の立場を配慮した視点が無いというところが問題である。藩主は幕府に攘夷に全力を尽くすように訴えている。外国の脅威についてはあまり認識がない。
結局、攘夷についてはその実施をせまっているが、今後の政局をにらんで、大名の政治参加や公議といった「公議」「公論」に関することまで及んでいない。意見を幕府に申し上げているという広い意味で「公議」「公論」にとまわっている。

三 藩士の上申 ～上級家臣による上申～

(一) 脇坂左司馬・加集琢磨の上書

まず、脇坂左司馬の上申を見る。脇坂左司馬は藩主と同姓を名乗っているところから元をたどれば脇坂家の一族である。この時の役職についてはわからないが、以前のものはわかる。左司馬の父は文右衛門といい文政二(一八二九)年の段階で家禄が三五〇石である。その子の

左司馬は天保八年一〇月に嫡子頭となり天保一二年一月には御城代手伝に就いている。上級家臣である。左司馬は次節で取り上げる上申を受けとるような立場にいた人である。そんな人がどんな考えを持ち上申を認めているかをみる。上申は、脇坂左司馬と加集琢磨の連名でなされたものである。文久三年（一八六三）春のものと考えられる。

近來外夷之交易始里しより夷人の猖獗日々に増長し兇多く茂、上天子之叡慮を奉惱、下衆庶の困難を致し、方今、天下危急三迫り、何共兇人奉存候、然れども、今般攘夷之勅諭被仰出候段、誠以難有御儀、此上者何卒速に御遵奉被遊候様仕度、乍併、兵者国之大事とも申候得者、猶此上彼我之情実等精々巨細に被為計、御上治被遊候上にて、猶又衆議被為尽、彼より我に、聊も曲名を不為負様之御処置肝要歟と奉存候、且、弥攘夷御確定之上、諸侯伯奔命に不疲様各其方面を守り、沿海に無之諸侯も、其近海之応援に備へ可成丈疲弊無之様之御処置有之度奉存候、右等之儀者申上候迄茂無之事なから見込之趣建白仕置蒙仰、鄙夷之次第黙止仕候茂却而恐入候付不願庸劣浅陋右之段奉申上候、多罪御有恕奉願上候、以上、

脇坂左司馬

加集琢磨

（龍野歴史文化資料館所蔵文書）

この上申の内容は、外国との交易がはじまり、「異人の猖獗日々に増長」している。「叡慮を奉惱、下衆庶の困難を致し」ている。この度攘夷の勅諭があった。それを尊重して従うようにしたい。將軍が上洛して攘夷が確定したうえで海防の処置がなされるようにすべきと承知している。尊王攘夷と海防を説いている。

この上書と一緒に包まれていた建白書がある。加集伊右衛門・関口作兵衛・村田平七郎・水谷止支助の建白書である。

御建白之儀二付、蒙御下問、私共存意之程奉申上候書付、

伝曰順フ天者存シ逆フ天者亡フ、抑、天意之在る処何ニ由而是を知る、人心ニ依て是を知るの外なし、外夷交易の事始連るより、乍兇公刃之御所置ト上天子之叡慮ニ背起、下も衆庶之心ニ違ひ議論紛興人情騒然、是実ニ不得止の事柄、差違ひ、自然右様御取扱之次第ニ及び居候事者、御餘儀なき事ニ者御座候得共、天下之勢如此人情散渙の姿と相成、今日之危急一切迫及ひ候事な連ハ、断然たる御所置無御座而者意外之御大事も出来可仕カト存候得者、速ニ勅諭之御旨御遵奉ニ相成天下人心之帰嚮する処ニ從ひ攘夷之策略御決定ニ相成候方外者有御座間敷儀ト奉存候、乍併、用兵之道者、天下之危事ニ而兵之強弱者事之曲直ニ由テ生ず、抑交易を免し条約を立しも、皆応接対談之上御免許ニ相成候事成連ハ、今俄ニ其約を替る時者、曲我ニあつて直彼ニ在る乃道理にて、與フル敵ニ以直ラ自ラ処テ曲ニ而戦端を開く事ハ策之至拙ニ御座候得者、飽迄も我ニ曲名不

立如く、御国是御決定之上、天下之衆議を究メ緩々事ヲ謀て聊かも御寛忽之儀無之様御廟算有之度、幸此度御上洛之御年ニ御座候得者、従来之事情御直々委細ニ被仰上尚モ叡慮之御旨を伺せられ公卿摺鉢家之存意在京諸牧伯之見込ヲ御尋天子の御前ニおゐて衆議公論を尽し、皇国之御国是御決定被遊候より里外ニ當テ之御所置者無之儀与奉存候、軒シテ危ヲ為ス福トも唯此御一挙ニ在之、誠ニ大有為之御機会かと奉存候得者、格別之御勇断ヲ以、因循苟且ニ不相成様奉折候、右者此度衆議を取り勅諭可被仰上候ニ付、銘々存意可申上旨蒙仰、僭越之罪を忘連里外之御淵底無忌憚被仰上候趣之御振合ニ御建白被為在候方ニも可有御座哉ニ奉存候、防禦策略之儀者御国是御決定之上ニ無之而、豫メ御策論も御建難被成儀ニも御座候得者、先、此度之処者、一通り尊王攘夷之御趣意被仰上候而可然かと奉存候ニ付、私共存意之見込奉申上候、甚以不束之事共素る御採扱ニ可相成儀ニ者無御座候得共、御下問之御盛意難黙止、建白仕置如斯御座候、以上、

亥正月十八日

加集伊右衛門

関口作兵衛

村田平七郎

水谷止支助

（龍野歴史文化資料館所蔵文書）

文久三（一八六三）年正月一八日のものである。御下問を蒙ったので申し上げたとある。上申をした四人の人物についてみる。加集家は通称の伊右衛門を歴代が名乗っていたようである。古くなるが脇坂安政の時代の分限帳によるとその頃の加集伊右衛門は二〇〇石で者頭・長柄頭である。代々これくらいの家禄を継いでいたものと思われる。したがってこの頃も二〇〇石くらいの家禄を貰っていたものと考えられる。関口作兵衛は、幕末期の分限帳によると文政一〇年家督一〇〇石、弘化四年には学館大目付、嘉永二年には大目付になっている。関口家も通称作兵衛を名乗っていたようである。脇坂安政の時代の分限帳によると家禄一五〇石で郷奉行とある。村田平七郎は「分限帳」によると天保三年正月には家督一〇〇石、嘉永元年には使い番である。水谷止支助は、天保二年一人扶持で冠木門勤、天保三年には二五俵近習、後に五俵加となつている。それと、最近発見された史料に、水谷止支助について「式目石二被成下、軍師、物頭次席、水谷止支助、右之通被仰付哉、十一月」とあり、地位が確定されたものであるかどうかは明確ではないが、二〇〇石で軍師、物頭次席とある。これらの家臣は龍野藩では上位にいた家臣である。これらの家臣による上申である。

外夷との交易が始まってから議論が盛んになり世の中も騒然としている。でもこれは止むを得ないことである。危急が迫っていると断然たる処置がある。そして、速やかに勅諭の趣旨を遵奉して人々の向かうところを攘夷の方向に決定するほかないとする。その際、「天子の御前ニおゐて衆議公論を尽し、皇国之御国是御決定被遊候より里外ニ當テ之御所置者無之」と「衆議公論」をいい、最終的には「尊王攘夷」をいつている。この建白書にみられる尊王攘夷の考えの中に、朝廷・幕府の立場については論及されているが、藩のこと、藩の家臣のこ

と、さらには在地の百姓のことは全く出てこない。藩士の意見を聞くところだけである。ところで、「天子の御前におゐて衆議公論を尽し」云々は注目される。意見の上申という広い意味での「公議」「公論」と二歩進んでの「衆議公論」を言っている。ここは注目に値する。ここでの「衆議公論」は百姓を含んだものまでは意味していないが漸進である。次を見通している点で意味がある。龍野藩においても、「衆議公論」と説く家臣がいたということである。

(二) 水谷止支助の内用書

次に、水谷止支助の内用書についてみる。水谷止支助の内用書は、文久二(一八六二)年閏八月廿二日差し出されたものである。一八カ条と「諸士等格ニ寄御扱振之見込」からなっている。

水谷止支助は前述の建白書の一人である。

内用書の最初の部分には、提出へ至る事情が述べられている。近々藩主が御入部されるので申し上げる。兼ねてから、申し上げるように御下問を受けていたということである。藩士の求めに応じるかたちで内用書を提出したということである。藩主は家臣から意見や要望を聞くとしていた。それに藩士が応じた。

近々御入部被遊候付而者、私存寄之儀も有之候ハ、可申上旨兼而蒙御下問難有奉長候。素より申上候程之儀も無御座候得共、聊心附候条々乍先左ニ奉申上候、万一御採扱被成下候儀も有之候ハ、難有奉存候、

一 天下之形勢を察するに、不遠内とわからずにハ必ず分崩割拠之世と相成可申は必然之勢ニ御座候得共、万事戦世之思召ヲ以敵国中ニ介立之御心組遊ハされ、聊かも御由断御手抜無之、富国強兵之御所置無之而者必意外之御敗辱を被取候様之儀も出来可仕義与奉存候、

一 民八国の本、本堅けれハ国安し、士八国の元、気元氣壯な連ハ国もまた盛なり、政のもとハ民を接受し、士を教育するの外ハ無之事ニ而兼々御配慮之御事那から弥以御志氣を御振るひ被遊、決而目前之安小成姑息之俗情ニ溺連す、務本の御改革ニ御尽力不被為在而者、御時勢ニ応する之御所置者不相立儀与奉存候、

一 民にハ、必ず課役用金ハ懸遍からず、士禄ハ必ず裁減す遍からず、飽迄も質素簡易之御所置ヲ以而、追々国費無之様被遊御軍備十分ニ相整士氣振発不仕而者、敵国中ニ介立し、御本業者難相立儀ニ御座候得者、能々時世の情勢を御看徹遊ハされ、重役之者と万事御合体之上ニ同心服、質素倹約を守り、武備充美仕候様有之度奉存候、

倹約者国家之為と遊ハされ候御事ニ候得者、必須、其所置公平正大之御沙汰ニ無之而者御趣意、二叶かたし、仮初ニも御手許を詰メ夫等ヲ以聊か之小私私恩を施し、俸之道と思召給ふ遍からず、小惠私恩ニ相成候而ハ却而人心服セざるの基とも成申遍し、

(後略)

(龍野歴史文化資料館所蔵文書)

内用書の内容は、意見の一八項目と「諸士等格ニ寄御扱振之見込」によって構成されている。意見では、①富国強兵の処置をとること。②民を接受し士を教育し、士氣を振るうこと。③民には課役用金は懸けない、士禄は減らさないこと。④家柄門地を大事にすること。⑤賢能才士の士を登用すること。⑥至誠を大事にすること。⑦仁政を施し、租税を除くこと。⑧なすべきことはすばやくする、余計なことは言わないこと。⑨文武の道を奨励し、士氣、節操を振るい起させること。⑩学校を設立し学校中を引き立てること。⑪学館へ八月に四五度入られ、講釈や素読を聴聞されることと武芸を見聞されるようにすること。⑫弓馬槍銃の士道の業の奨励、砲術は西洋法を引き立てること。⑬訓練の御覧をすること。⑭人材を選ぶための監察を大事にすること。⑮役高の待遇改善をすること。⑯江戸勤番について一年か一年半で交代があるようにすること。⑰軍艦二艘の製造をすること。⑱領内通用限定の楮幣の製造をすることをいっている。

「諸士等格ニ寄御扱振之見込」については、諸士の格式による扱いの仕方の見込みである。藩士の藩士に対する扱い方を示唆したものである。八つの格式順序をあげて説いている。「御家老・年寄」「番頭」「者頭」「諸役人」「給人」「玄関に相詰候給人・嫡子庶従」「無足人」「御流已下」の八つである。「無足人」は御近習小姓、その他を仰せ付けられている者で、「御流已下」は御徒小頭、その他の小役人で、町在の者の差配や公事取納勘定を仰せ付けられている者である。「御家老・年寄」へは、万事心事を明かしお談しされたい。「番頭」へは、折々御前に呼び、武道の細かいところまで尋ねられ、文武を引き立て、戦法軍術等の見込みまで尋ねてほしい。「者頭」へは、番頭へと同じである。「諸役人」へは、折々は疑義を、又、政事向き、献議、見込等を申し出させ、学問の成就のほどを試してやってほしい。「給人」へは、追々重き役筋を仰せ付けられる者であるので、特に壮年の向きは文武の道を心がけているので士氣を励まし引立ててほしい。「玄関に相詰候給人・嫡子庶従」へは、武芸の相手をし、その武芸の術を試してほしい。「無足人」に対しては、食禄も薄く暮らし方も難渋しているので引き立ててほしい。「御流已下」に対しては取り立ててほしいというものである。これらのことを忌憚なく申し上げるとする。^(註一)

(三) 水谷貞眞の献白書

水谷貞眞の献白書は文久三年三月七日に出されている。七カ条からなっている。差し出すにあたって、同役の者共で申し談じた上で申上げるべきところ、手間取って手遅れになるといけないので、自分一人の存意で言上したということである。水谷貞眞の人物像がつかめないが、水谷と姓を名乗る家のものは藩内でも上位に位置している者なので上級家臣であると考えられる。その内容は、①「士大将、番頭、者頭ヲ始、兵事ニ與り候ものハ不及申、諸士之面々、時々御召出し相成、親く時勢事情ヲ御申論し、練兵之紀律・戦法之見込、時勢之策略等ヲも御尋被遊、其模様ニ寄、才俊智略之士ヲ拔擢」してほしい。②農兵の事については許可され納得をされてい

る。そこで思い切った処置をとってほしい。③御領内通用切手摺立之儀：御無算之御取斗である。④学問の奨励、学館の改革をしてほしい。⑤金穀目付局の廃止をしてほしい。⑥屋敷御普請懸は一人にしてほしい。⑦急務の事から日々一事ツツかたづけるようにしてほしいというものである。

この中の、学館の改革や農兵についてはこの後実施されている。

(四) 加集盛典の上申

新政府が成立した後になるが、慶応四（一八六八）年五月に加集盛典が龍野藩の政治改革について上申している。内容は八項目からなる。①旧格の一変を求め、執政職には有能な人材の登用を。②参政の刷新。③監察・学館頭取等の刷新。④小児に知行を与えることについて。⑤六〇歳での隠退すること。⑥武技だけでなく胆力・気概を修養すること。⑦精兵を整えること。⑧旧来の格式や条目を改めることである。

ここで上申されたものは藩で改める方向へ進む。

上申の内容は、取り上げられたものも多い。特に、上級家臣の上申内容については検討されたものが多くことがわかった。

幕末期に龍野藩では藩主や藩に対して、建白や上申が多くなされていた。現在目録などで分かっているものの中から主だったものを拾い出していくと次のようになる。

表4 藩主への建白・上書

（龍野歴史文化資料館所蔵資料目録より筆者が作成）

文久二（一八六二）年	水谷真心内用書
文久二（一八六二）年	藩政改革案
文久三（一八六三）年	加集関に水谷等五人建白
文久三（一八六三）年	藩主水谷真心一五二行
文久三（一八六三）年	水谷惠建白書一六七行
文久三（一八六三）年	室田己三郎建白書一〇三行
元治二（一八六五）年	奉行より差出候秘書未開封
慶応元（一八六五）年	脇坂采女上書
慶応二（一八六六）年	長州処分に關する上書
慶応二（一八六六）年	征長股野琢上書
慶応二（一八六六）年	脇坂縫殿助の上書
慶応二（一八六六）年	藤江卓蔵の建白書（教育振興の建白）
慶応三（一八六七）年	家臣一基上書長文一通
慶応四（一八六八）年	加集盛典上書
年不詳	井上伝蔵より内密の上書
年不詳	藩士関文一郎建白書
年不詳	家来秋山伊織の悪事弾劾書

年不詳	脇坂刑部及び年寄より藩主への伺い書
年不詳	脇坂内膳より藩主へ密書
年不詳	脇坂采女の上書
年不詳	縫殿助上書
年不詳	采女宛五人よりの上書

これらの建白書・上書は上級家臣からのものが多い。多くの家臣からの意見が上げられていたことが分かる。それは藩の側から意見を求めていたから多くのものが出されたと考えられる。出す側からすると少しでも藩の為、国の為になればと考えて出されたものである。藩側は意見を聞こうとしたこと、それに対して意見が出されたこと、さらに残されていることに意見を感ずる。

「公議」「公論」の観点からすると、藩は上級家臣の上申には耳を傾けている。大部分が家臣の意見を聞くという程度のものである。しかし、一部の家臣に「衆議公論」を説く家臣がいたことには意義がある。「公議」「公論」の本質的な部分である有志大名の政治参加とか大名会議や衆議といった内容もあるということである。全ての人々を対象にしたものではないがこは注目しておきたい。色々な人の意見を聞くということからの発展過程を考えていくと、民主制の出発点としての意義はあると考える。

今後、それぞれの建白書・上書について、その内容また藩政や国政とのかかりについて綿密な分析をすることが求められる。これからの課題である。

四 室田己三郎の上申

(一) 室田己三郎について

室田己三郎に関する史料は少ない。そのため実態がつかめない。「脇坂家分限帳」にも出てこない。薄給の家臣であったのではないかと考えられる。現在の時点で史料に名前が出てくるのはこの上申の外に二点あるのみである。一つは、那波野村の河本敏夫蔵文書にある。安政四（一八五七）年七月の那波野村の村方騒動で、村の百姓らが吟味願い下げて和談内済に入った。庄屋達が藩の役所に「吟味の願い下げ」を申し出た。その時の宛名に名が出てくる。宛名に出てくるのは、室田己三郎を筆頭に市村善三郎・岡本兵三郎・小寺半六・新宮孝三郎・森井銀之助、それに大庄屋八瀬新右衛門である。「吟味の願い下げ」を受ける地方の訴訟担当の役人の職にあったことがわかる。奉行の下に仕える下役人であったと思われる。この時横に名前のある市村善三郎が「脇坂家分限帳」によると弘化三年に「名跡相続、雑用金一人扶持」とある。下級家臣であったと思われる。薄給である。室田己三郎も同等位の位置づけであったと思われる。他の岡本、新宮、森井も「脇坂家分限帳」に出てこない。もう一つの史料は、安政四年四月の御用番の「日記」^(註九)に出てくる。「室田己三郎義、出役先方昨日引取候処……」と出役先に行っていたことがわかる。それに、上申に「上江申上る事者忠義之一ツト八年申却而不敬之様ニ奉存、実ニ恐多、甚以難事ニ御座候」とあるところから下級家臣であると考えられる。村で

の訴訟事を担当する立場であったり、出役で地方に出かける仕事にあたっていたところから、村の事情には詳しくあったことが想像できる。

(二) 室田三郎の上申について

室田三郎の上申は文久三(一八六三)年九月になされた。二〇三行ある。包紙に「上」と書かれて差し出された。本文巻紙裏面の貼紙には「尊覽之上火中」とある。見たうえでの焼却処分を求めていたようである。下級武士の上申として注目されるので長くなるが全文を提示する。

(包紙表)

文久三年九月

二〇三行

上

室田三郎

(本文巻紙の裏面貼紙裏書) 尊覽之上火中

別紙攘夷之上書者、御達之御言上仕度奉存意欲候得共、扱々上江申上る事者忠義の一ツトハ乍申却而不敬之様ニ奉存、実ニ恐多、甚以難事ニ御座候、人々も同様奉存候故哉、君臣之間、御疎遠ニなりやすく、夫故、都而下之情者上通しかたく候、上通なきよりして下情を委敷御知り被遊候事者甚以六ヶ敷御座候、身を顧ミ候而者御為ニ相成候儀も、先ツ諸人差扣候様相成申候、夫故早速ニも得不申上日延ニ相成申候、乍去、折角、御為ニも奉存、心中方認候を不上候而ハ、心中安からず候間、責而ハ与奉存、急御参府之御、中井川原ニ而御見立申上候節、御側御用人迄可差出存、懐中罷在候得共、左司馬罷通り候御、又々臆病差発り諸人之中ニ而人目ニ立候而ハ名を取る採誅を受候而も不相濟義与奉存、残念トハ奉存候得共、其候ニ相成申候、然ル処今以攘夷之御達而巳ニ而、耽守仕仕義も承知不仕、世上不穩、御大名様方之御通行多ニ付而者、其領内之百姓共高懸り追々相高其難渋之次第親敷員聞仕、不便ニも奉存候ニ付、何卒天下平穩之任方者無御座哉与日夜奉存候ニ付、万々一、右上书其一助ニも可相成哉与旁以乍延引奉差上候、邦ニ道無けれハ行を危し言したかふ与御座候得共方今必無道之世ニ茂無御座、既ニ御上落も有之、公武御一致之上世上、穩ニ被遊度思召与乍忠志奉存候得共、唯異国方之儀ニ付人心も不定、所々御固等も不緩、夫よりして諸御大名様方之御物人多、其響起ニ而只今困難仕候者美ニ百姓共ニ御座候、農民之力疲連候方して田地之手入不行届其不行届方して豊作不仕、豊作不仕方して御收納米年々相減し、相減候方して御勝手自然御不如意与相成、其御中より武備之御手当等不時之物入莫大ニ而、如何共被遊方無御座候、困窮し異国之為ニ疲弊せら連候越御捨置ニ相成候而ハ

民之父母たる之道者消失、実ニ歎敷、今此ニ大病人を見ながら医師ニも不視、時節到來与諦免捨置候も同様ニ而、今日日本国者極大病ニ而日増ニ疲劣候を見ながら遍んじゆくにも診察不相頼、只庸医ニ委御置者、甚以危事ニ御座候、惟志人を庸医ニ委御座候、不慈不孝ニ比すと之先言も御座候、況当今之病人者幾万人といふ、其数ヲ志らざるをや、御家ニおゐてハ御譜代之上、別而、御先々代様より御役家ニも相成候事故、天下之御政事ニも御携り被遊間鋪ニも無御座大殿様ニ者今ニも御出動被遊候様下方ニ而ハ評判も仕候得共、最早再ニ御辞退被遊候故哉、其御沙汰も耳今無御座、実ニ此節柄御役被遊候而ハ上者勿論御家来之身ニ取り候而茂同様安心も不仕、埋木之如くニ而、御引籠被遊候者、甚以、残念ニ奉存候場々も際々傑々御座候得共、先々危々御近より被遊ぬこそ、誠以金石ニ而、何事出来仕候而茂御心配も不遊御座此以忠志悦ニ奉存候、此節柄御役を御好被遊候儀者有御座間鋪候得とも右御役家子申外ニ賢明之御方様も無御座候与相見何之評判も無御座、姫路侯江御役被遊候候ニ而も御人之なきハ知連申候、今ニも御奉書到来被遊候程も難量、万ニ御役被遊蒙仰大政ニ御與里被遊候ハ、始方御辞退も被遊かたく左候ハ、前書申上候、当時万民之歎を飽迄御推恕被遊在、何卒天下之御明君与奉称候様常々御心越被遊用御国政者勿論天下之御政道越御正し、万民を安穩ニなさし免給ハ、小兒之父母越慕ふか如く可奉存候、御役成後、是等之処ニ御配慮被遊候様ニ而ハ御手後連ニ相成可申候間、前後專御心越度々懸せらせら連、可然奉存候、申上迄も無御座候得共、御政事之御修練者御学問ニ越へ候事ハ有御座間敷奉存候、下情此中ニ籠り候様奉存候、御為御与申候而、極意之御為者上越御明君与奉称候様、何ニ付ケ角に付ケ、飯令少々御機嫌損し候共、和らかに善道ニ導き申上ケ候より外ニ尊敬之任方者無御座様奉存候、乍去、君臣高下天地之懸隔ニ而御座候間、如何程無遠慮氣越付呉候様被遊候而も其場之勢ひ、聊たりとも御意ニ背候事ハ誠実難き事ニ而御座候間、若、少しニ而も御意召御尤ニ候得共、ケ様ニ被遊候而ハ如何御座候哉与申上候者も御座候時者、其者之忠義を不使与思召、必々其身之為ニ申上候ニハ無御座、上之御為を専らニ奉存身越忘連て之義ニ可有御座候間、必々御寛心を以御聴被遊候て、飯令其時之事ハ其者之少々心得連ニ候共、嚴敷御叱り被遊候而者、以後是者思召違ひ与奉存候義も御威光ニ恐連、得不申上様成行可申、是言路之奉る基ニ而御座候、言路之開る様ニ之難有思召を奉敬奉候ニ付、斯申上候、明君之下ニハ必忠直之臣御座候与承り申候、此下之如き精忠在古今来稀なる処知ニ御座候、但、平常之人者、如何様御怒り被遊候而も御為大事ニとして身越すて、之御諫言者得不申上候、尤強而御諫言申上候程之御事者常々無御座もニハ御座候得共、大事ハ皆小事よりおこり候得者、人君之御身上諸事御大切之御事ニ御座候、惟何事も如何之如之何与御尋御相談被遊候而御独断御慎被遊候ハ、下よりも心付候義者可申上与可奉存候、実ニ、君たる難し、臣たるも又、実ニやすからざる義ニ御座候、何程臣下忠義を尽し善道ニ御引入申上奉り候心得ニ而茂何事も無御座候、折柄何を申上奉るべき様も無御座、青史ニ者臣下何程申上難き事も書載有之、上之御為ニ相成候儀数多可有御座候間、始終御覽被遊候ハ、忠直之臣御側ニ侍り

候も同然二而何奇之御為筋乎奉存候、其書籍之義理越儒者其之御談論被遊候ハ、一段御心之深二も相成、意味深くして御独見とハ格別の儀与奉存候、扱克々御老観可被遊、卑賤之者之忠臣孝子者上与其親族之御悦二而万人を化する事も難成候得共、人君之御仁徳者、御養実上々様方を始として諸家中其外御領内之農工商其上御役ヲ茂御勤被遊候ハ、海内二及ひ、夫らして異邦之者迄も帰服可仕誠二此上もなき御事二而、中務少将之人爵を御昇進茂被遊候方茂万人仰き尊ミ奉るべく候様之御場合二、天爵を御進ミ被遊候ハ、如何程御睡御鋪御樂過之候事者有御座間敷奉存候、実二国主様方二もはるか勝り候、御威勢御当代之御名臣其後世迄御令名者朽申間鋪候、左候ハ、御小家江被為人候も却而勢州様二も御大慶可被遊与奉存候、左すれハ、御孝道二相立被為対公辺候而者御忠勤、下万人江者御慈悲二相成可申奉存候、孔夫子ハ陪臣二而文宣王与上天子を始和漢共二尊敬しら連築村者天子二而有なから匹夫二比せられ天爵之尊ふことときこ如斯御座候、当時之形勢を伏而惟連ハ諸侯様方類二御官位御昇進を求め被成、肝心御領内之諸民を格別御憐愍之御沙汰御座候儀者承知不仕、竟御昇進而己御心懸被成候様二相見へ申候、本越御捨末越御慕ひ被成候事者甚以不官様奉存候、下方二おゐる者強而外之願者無御座、惟御慈悲深ひ御上様誠二以難有与而己申候事二御座候、御隣郡姫路之御政事を段々御同領之農民二承り候得者、今度身元且ものハ勿論、就中窮民之外者誠二身薄之者其迄も用金被申付、其者之申事を親敷此頃承り、不便之事二奉存候、右二付、所持之田畑山林売払候者も不尠様相聞へ申候、右様御領内之邦之本とも申候、大切之農民を被苦候様之事二而者、天下之御政道甚以無覚束奉存候、本乱れて何として末が治り可申哉、千万無覚束奉存候、右用金之外二も数々下之痛二相成候事も有之趣も承知仕候、当御領内江ハ是迄右様之義被仰付候事も御慈悲二而無御座、御隣郡之民うらやみ可申候、猶、此上二も弥御慈悲垂させられ庶民心服仕候様被遊候ハ、何より以富国強兵之基本歟与忠奉存候、誠惶誠恐頓首謹言

文久三癸亥年九月日 室田己三郎

(龍野資料館蔵文書)

この史料の概要は次のようである。

「上へ申上げることは忠義の一つだが恐れ多く失礼なことで難しいことである。そのため、君臣の間が疎遠になりやすい。すべて、上位者は下情を知ることが難しくなっている。上の為になることも差し控えている様な状況となっている。為になることを真心をもって文章を書いて上げないということは心が落ち着かない。責めてはと思つて出そうとするが、時と場所がうまくいかない。文書を持ったままになっている。上役が通りかかった際に文書を出そうとするが臆病になり躊躇している。また、自分だけが目立つことを避けようとしている。ところが、いまだに攘夷のお達しが出ているのみで何の政策もない。世上不穩で百姓が難渋している。どうか世の中が平穩になる方法はないものかと思つていた。もし万が一にも上書がいくらかの助けになればと思ひ延び延びになつていたが差上げる。ちょうど今、道理が通らない世の中でも

ない。將軍の御上落もあつた。公武合体の方向である。外国の開国要求で人心が定まつていない。只今、諸大名は物入りが多く困難な状況にある。結局は百姓が疲弊している。収納米が年々減り、藩財政が思うようにならなくなっている。異国に備えての費用が多かかり、そのために疲弊せられている。これはそのまましておくわけにはいかない。日本の国全体も同様である。大変危険な事態である。大殿は幕府の政治にも携わりその状況はよく知つておられるはずである。こんな危機的状況の中で、幕府の政治に携わり続け、下々のことをないがしろにすることは残念である。先ずは身近なところからすることが重要である。御役に付くことは家来の身にとつても安心できない。危ういところに近づくかないことである。御役を好むのはあつてはならないことではあるが役家の外に賢明な人がいない。今にも奉書がきて御役に付くかも知れない。初めから辞退もできない。もし御役になつたとしても万民の歎きをあわれみ思ひやつて、天下の名君といわれるように万民に心を用いて天下の政道を正してほしい。万民を安穩になさしめることである。役についてから万民に配慮するようでは手遅れである。役に付く前後に一度心にかけさせられることがふさわしいやり方である。政事の修練は学問に越えない。下情はこの中にある。名君として尊敬する仕方は善道に導かれることによつてうまれる。しかし、君臣の間は隔たつている。どれだけ遠慮なく気を付けてくれと言つても君の意に背くことは難しい。そんな中で、上の御為に優先し、自分のことを考えないで言つているので、寛容の心でもつて聞き入れてもらいたい。聞き入れられないで厳しくしかるようなことがあると、威光を恐れて以後申上げなくなる。すなわち、言路を塞ぐことになる。言路を開くことが大事である。この度も言路を開くようにとの有り難い思召しがあり、それを謹んで聞いて申し上げている。名君の下には必ず忠直の家臣がいる。平常の人は、身を捨ててまで諫言はできない。大事は小事よりおこるといふので、どんなことでも尋問と相談をされて独断を慎むことである。そうすると、下より心付いたことが言いやすい。君臣の間は、臣下からは忠義を尽くし、君からは善導に導くような状況にしておくことである。歴史書には臣下より申し上げにくいことも記載されている。上の為になることは多くある。それらを始終見れば、忠直の臣が側に居るのも同然となる。ひとりよがりとならなくなる。卑賤のものの忠臣孝子は上の悦びで万人を愛することはできないが、君の仁徳は家中の者、領内の者、異国の者まで帰服する。人爵より天爵を進んでいけば他の国主より勝る。諸侯は官位の昇進を求めるが、肝心なのは領内の諸民をあわれむことである。隣郡の姫路の政事を姫路領内の農民に聞くと、身元よろしき人は勿論家計の程度の低い人にまで用金を申し付けている。農民を苦しめている。農民を大切にすることが政道の一番大事な根本である。根本が乱れると治まらなくなる。用金の外にも数々下の痛みになることがある。これは御慈悲がないということである。龍野藩にはこれがない。姫路藩の民がうらやんでいる。この上にも慈悲があつて庶民が心服するようにされたい。庶民の心服が富国強兵の根本である」としている。

この上申の特徴的なところをまとめる。一つには、下位の者が意見を言いくい中で申上げているということである。上申の文中には「身越すて、之諫言者得申上候」と、身を捨ててのことを覚悟した上での諫言である。それだけ上申の意味があるということである。言うことの

大事を、「上江申上る事者愚義之「ツ」と、身をもつて実行している。発言権を行使している。言論の自由に関連していうと、自由な権利が認められていない中での上申であること。藩から申し出るようにとの要請があったにも関わらず、封建的な社会の中で無理を承知で申し出たこと。言論の自由があるとは言えないまでも、言論の自由に至る過程までの発展過程が見られるのではないかとということである。また、幕末の難局のなかという事情もあるが、藩主側の聴く姿勢が確認できることも注目される。さらに、「君臣の間、御疎遠にならないように君臣の間は近く密でなければならぬ」と言っている。下級家臣にとつて、「懐中罷在候得共、左司馬罷通り候御、又々臆病差発り諸人之中二人目二立候而八名を取る杯誹を受候而も不相洽」と、上書を懐に持っていて上役の脇坂左司馬が通りかかったときに差し出そうとするのだが躊躇している。皆の前で上書するのは目立つし、自分だけ有名になろうとしていないと非難されると、周りの状況まで細かく配慮している。

特徴的なところの二つ目は、百姓の立場への配慮があるところである。「其領内之百姓共高懸り追々相高其難洪之次第親敷見聞仕」と、上申を試みた室田が百姓に近いところにいたことがわかる。そして、「万々一、右書其「助二も可相成哉与旁以乍延引奉差上候」と言い、「只今困難仕候者実二百姓共二御座候」と、攘夷で難渋しているのは百姓とされている。「農民之力疲連候方して」と、農民のところに幕藩体制の基礎・基本的な構造を理解した上での上申となっているということである。

そして特徴的なことの三つめは、藩主の役職について言及していることである。藩士でありながら藩主の仕事にまで注文を付けている。「御家ニおゐてハ御譜代之上、別而、御先々代様より御役家ニも相成候事故、天下之御政事ニも御携り」(中略)：大殿様ニ者今ニも御出勤被遊候：(中略)：実ニ此節柄御役被遊候而ハ上者勿論御家来之身ニ取り候而茂同様安心も不仕」と、暗に幕府の役職を辞退することが善策のようにいつている。もし役職に就いた場合でも、「万民之歎を飽迄御推知被為在」(中略)：天下之御政道越御止し、万民を安穩ニなさし免給」と願っている。上申の後半部分には、「諸侯様方類ニ御官位御昇進を求め被成、肝心御領内之諸民を格別御憐愍之御沙汰御座候儀者承知不仕、當御昇進而巳御心懸被成候様ニ相見へ申候、本越御捨未越御慕ひ被成候事者甚以不宣」と、昇進を求め領内の諸民を憐れに思わないのは本末転倒でよろしくないと言わんばかりに評価している。藩主の役職・昇進についてまで論じているのは稀有である。

さらに、特徴的なところの四つ目は、「御政事之御修練者御学問ニ越へ候事ハ有御座間敷奉存候、下情此中二籠り候様奉存候」と、政事の修練は「学問」に越えない。「下情」を重視すべきと言っている。「下情」「万民」「百姓」「農民」「庶民」「下方」といった言葉が出てくる。こうした下の地位の人に配慮した内容であるということである。

次いで特徴的なことの五つ目は、「必々御寛心を以御聴被遊候」と、「御寛心」「御聴」があげられていることである。寛容の心で色々な意見を聴く姿勢が大事としている。弱い立場にいる人の意見をいかに寛容の心で受け入れるかということである。民主主義の最も大事なところ

である。

特徴的なところの六つ目は、「言路之開る様ニ之難有愚劣を奉敬承候ニ付、斯申上候」と、言路を開くことの重要性を説いている。まさに言論の道を開くことに通じる内容である。これも封建社会の中にあつて民主主義の根幹にかかわる内容である。このことをこの時代に言っていることに意味がある。民主化の発展段階がこうしたことを基盤に成長していると考ええる。封建社会の中にあつての民主化の道が徐々に徐々に進んでいるということである。付け足して特徴的な七つ目として、「青史ニ者臣下方何程申上難き事も書載有之、上之御為ニ相成候儀敷多可有御座候間、始終御覧被遊候ハ、忠直之臣御側ニ侍り候も同然ニ而何寄之御為筋」と、「申上難事」が書載せられているところを見るのが為になるといつていることである。書物の中には色々なことが表現されている。その表現から学びとることの重要性が言われているということである。

八つ目の特徴的なことは、ごく一般的なことではあるが「仁政」を言っている。封建思想の中の仁政の考えである。思いやりの考えの重視である。言ったことを為すことや言行の一致不正や卑劣な行為を自ら禁ずること、責任感・正義感といった武士道精神は封建的な考えの象徴であるとともに民主主義を支える支柱でもある。こうした考えに乗っかっているということである。

同様に一般的なことに位置づけられるが九つ目の特徴的なこととして、「御独見とハ格別之儀与奉存候」と独りよがりにならないようにいつていることである。そして「人爵」よりも「天爵」の道を進まれるように求めている。

そして、十番目の特徴的なこととして、藩主の家の内部事情にまで言い及んでいることである。「御小室江被為入候も却而勢州様ニも御大慶可被遊」と、藩王安斐が伊勢の藤堂家から養子に入っていることを、脇坂家が「御小室」で「伊勢州」が藤堂家で、「勢州様ニも御大慶可被遊」と、養子のことまで述べている。御家事情のことまでいつている。これは余分なことかもしれない。しかし、こんなことまで言及するかと驚かされる内容である。

十一番目の特徴的なこととして、隣藩の姫路藩のことにまで書き及び、姫路藩の藩政を批判的にみていることである。「御隣郡姫路之御政事を：御同領之農民ニ承り候得者、今度身元宜ものハ勿論論：身薄之者其定も用金被申付：所持之田畑山林売充候者も不勘様相聞へ申候、右様御領内之邦之本とも申候、大切之農民を被苦候様之事ニ而者、天下之御政道甚以無覺東奉存候：右用金之外ニも数々下之痛ニ相成候事も有之趣も承知仕候、當御領内江ハ是迄右様之義被仰付候事も御慈悲ニ而無御座、御隣郡之民うらやみ可申候」と、姫路藩の用金賦課を批判している。邦の根本である農民を苦しめ、下の痛みになつていつている。根本は農民のところにあるといつている。農民を大事にするをいつている。そして最後に、「御慈悲垂させられ庶民心服仕候様被遊候ハ、何より以富国強兵之基本歟与右忠奉存候」と、慈悲によって庶民が心服し富国強兵のもととなるをいつている。

室田「三郎は徹底して農民重視の考えである。

室田「三郎の上申と「公議」「公論」の関係についてみる。「公議」「公論」に關係する項目

として、上申そのものが上げられる。発言権の行使である。そして「下情を知ること」「寛心」「言路を開くこと」「仁政」「万民を安穩に」「独りよがりにならないように」「意見を聞く姿勢」が上げられる。大名の会議や政権への参加、有志大名の政治参加などについてはない。大名達の政治参加は一部の限られた民意となるが、室田の上申の内容の中には「公議」「公論」の出発段階の言論の自由や発言権の行使から民権の発展につながる内容が含まれている点が意義深く評価できる。

次に、上申のその後についてみる。藩主が文久二年に交代し安斐になった。その後龍野藩は、文久期の異国船侵入に際しては大坂への派兵や大坂での警固にあたつてゐる。また、生野の変に際しては、幕府の追捕命令が出されたのでその意向に従つたものと思われる。その後、第一次長州征伐にも参加する。第二次長州征伐では出発はしたものの途中で藩主が病気になるに留まる。このあたりから微妙な動きになつてゐる。幕府側に恭順してゐるようみえるが實際のところはわからない。

上申の後の室田巳三郎についてみると、その後の処遇については判明しない。藩主の役職について論及していたり、姫路藩の用金賦課についても批判している。当時としてはかなり激しく申し述べている。また、この時期、攘夷の考えを持つ下級武士同士が藩をこえて、時には脱藩して連絡を取り合つたりしている。土佐藩やその他の藩の攘夷実行グループは後に見る姫路藩の河合惣兵衛らのように仲間内のつながりがあった。しかし、室田巳三郎の場合そうした形跡がみられない。そうしたグループとのつながりもわからない。

室田巳三郎は姫路藩の河合惣兵衛や赤穂藩の西川外吉らのような攘夷実行グループとは違ふところがあった。室田巳三郎は徹底して百姓の立場を重視してゐるというところがあった。攘夷実行グループの考えにはその辺が薄い。姫路藩の藩士で攘夷実行グループの河合伝十郎らが紅粉屋兎島又左衛門を暗殺した際に米の買い占めをして庶民を苦しめたことで天誅を加えたということではあるが百姓の立場を重視しているかというところでもない。室田巳三郎の上申の中に、攘夷を考える下級家臣として百姓を第一に考えていたところは意義深いところである。他藩の攘夷実行グループの中には徹底した百姓寄り姿勢がない。姫路藩や赤穂藩の場合は権力闘争的な要素が強く、攘夷実行グループは闘争的な事件を起こしている。そして最終的に処罰されている。龍野藩の室田巳三郎の行為は、事件を起こした訳ではないが他の藩では当然処罰の対象とされるようなところがある。しかし、龍野藩では、藩内での血まぐさい衝突事件があつたという史料はない。また、室田が処罰されたという史料も今のところ発見されていない。室田のその後の処遇・消息については不明である。上申が「尊寛之上火中」とあるにもかかわらず残つてゐる。他の上級家臣の上書と同じように残つてゐる。一応藩で見つたうえで処分されないまま残されたと考えられる。上申が残されていることに意義がある。書き残されなかつた過去はなかつたことになし、残つたものが記録、史料となる。記録としての価値、史料としての価値が重大である。室田巳三郎のその後と元治以降の状況については今後の課題としておきたい。

五 周辺の藩の状況

(一) 近世後期・幕末期の姫路藩

近世後期・幕末期の周辺の藩の動向をみる。姫路藩と赤穂藩の場合を取り上げる。室田巳三郎の上申では姫路藩の状況を批判的に評価していた。先ず姫路藩の状況からみる。

姫路藩は、酒井忠恭が上州前橋から姫路へ転封したのが寛延二（一七四九）年で、それ以降明治まで酒井家が姫路で一五万石を領する。姫路は肥沃な土地柄であつたが藩財政は当初から苦しい状況にあつた。前藩主松平家時代起こつた寛延の大一揆、入封直後に襲つた大洪水で藩の財政状況は思わしくなくなつてゐた。宝暦三（一七五三）年の時点で姫路藩は金一萬三三四五両余の負債を抱えていた。それが安永四（一七七五）年には十五萬五三二〇両余に増える。財政は窮乏状態、寛政期に財政難は表面化する。文化期には益々悪化の道を進む。そんな中で、文化五（一八〇八）年に河合道臣によつて財政改革がはじめられ天保期まで行われ^{註三〇}。その結果、一定の成果はえられたものの根本的な改善にはならなかつた。折から、村方においては、播磨一國での物代庄屋集集が開催されて自治的な動きが進行したり、村方騒動で村内の民主化を求める動きが展開された。そして、激動の幕末期を迎える。幕末期の姫路藩の動向をみると次のようになる。

表5 近世後期・幕末期の政治情勢と姫路藩^{註三二}（『姫路市史』より筆者が作成）

一七九二（寛政四）年 九月	ロシアの使節ラクスマン根室に来航。
一七九三（寛政五）年 二月	姫路藩、異国船を見かけたら番所に報告するよう に達する。
一八〇八（文化五）年 二月	姫路藩、四カ所浦手番所にお達しを出す。おろし あ船を見たら申し越すように。
一八一三（文化一〇）年 五月	姫路藩領内本庄村の船乗清五郎ら四人（紀州沖で 遭難、カムチャッカに漂着）ロシアから送還され る。
一八二五（文政八）年 二月	幕府、諸大名に異国船の打ち払いを指令する。
一八四九（嘉永二）年 二月	幕府は海岸のところに砲台・土塁を築くことを命 ずる。
一八五〇（嘉永三）年 二月	姫路藩では家老高須隼人ら砲術指南に任命され る。
一八五三（嘉永六）年 六月三日	↓家島・室津を台場に選定し砲台が築かれる。 ↓一八六三（文久三）年には古宮・高砂・福泊・ 飾方津にも砲台が築造される。 ペリー来航。

姫路藩は、芝高輪、深川洲崎に出兵、大砲を持ち出す。大目付牛込次太夫は鉄砲組・弓組の足軽組

- を編成し派遣の準備をする。
一〇月一七日 姫路藩他にも直接追討を命じる。↓六百人が生野に向かう。文久四年一月平野國臣捕らえられ姫路藩に引き渡される。↓京都奉行所に送る。
池田屋事件、諸藩の志士が新撰組に急襲殺害される。
- 一八六四(文久四)年 六月 五日 忠積は老中を辞す。
この頃の藩は「無謀な攘夷はしない」方針。
四万國連合艦隊、下関を砲撃。
甲子の獄、姫路藩の尊攘派に加えられた弾圧。
※甲子の獄の前段：江坂栄次郎は4月召し捕らえられる。境野求馬は四月自宅で自刃。萩原虎六は六月親類預け↓九月揚り屋入り、江坂元之助は九月揚り屋入り。
一〇月一七日 姫路藩大坂留守居に出兵要請。
九月一九日 姫路藩に天保山下の海岸を警護する要請↓姫路藩は出動。
西洋型帆船が完成。
一八五八(安政五)年 七月一七日 藩主酒井忠頭二五歳で死去、嗣子稲若は三歳で病弱(翌年死去)、旗本酒井忠誨の長男忠積(ただしげ)を養子に向える。
溜間詰を命じられる。
品川第二砲台の警備から神奈川・横浜開港場の警備に移る。
一八六一(元文元)年 三月 一〇月 この頃の姫路藩は、尊皇派と佐幕派の二つの潮流。
藩主秋元安民は諸国の志士と意見交換、その結果を藩に報告、秋元安民、斎藤勘介を政治情勢探索のために大坂・京に派遣。
土佐藩開国派吉田東洋暗殺される。
四月 藩主中積は領地に帰る途中京都に立寄り、京都の取り締まり。境野求馬が兵を率いて上京、秋元安民、河合惣兵衛、萩原政興、武井守正らも入京。
藩御用達の紅粉屋見島又左衛門が暗殺される。藩士河合伝十郎、江坂行正、武井守正らによつて斬殺される。
一八六二(文久二)年 三月 公武合体派の公家千種有文の家臣賀川肇が暗殺される、姫路藩士の萩原政興、江坂行厚、伊舟城致実らが実行。
一月一八日 在京の河合惣兵衛ら七名は公家姉小路公知の屋敷へいったり攘夷を訴える。
二月二二日 八・一八の政変、七卿落ち。
九月 藩主中積は江戸に下る途中箱根で河合惣兵衛と出会い、惣兵衛の進言をうける。↓中積の惣兵衛への不信任が高まる↓国家老高須隼人に命じて尊攘派藩士の動静を探らせる。
一〇月二二日 生野の変、平野國臣ら沢宣嘉を擁立して拳兵。
一〇月一五日 幕府は出石藩に追討を命じるとともに姫路藩他にも出兵を命じる(出石藩の下で)。
- 一八六五(元治二)年 二月 一八六五(慶応元年) 二月 断罪が下される、河合惣兵衛以下六名は自殺、河合伝十郎、江坂行正は斬首、三間半二以下六名は永牢、総計七八名が処罰される。
酒井忠積大老に任じられる。
長州藩再征伐が発令される。
四月二二日 忠積、長州征伐による將軍不在中の政事を委任される。忠積の養嗣子忠悳(ただし)に征長軍に従うことが命ぜられる。
四月二五日 第二次征長の勅許。
九月二二日 忠積、大老職を罷免される。
九月二五日 姫路藩の兵制改革、慶応元年の頃改革に着手。
一二月一五日 藩主忠積は家督を実弟忠淳に譲る。
薩長両藩に討幕の詔書下る。
一八六七(慶応三年) 二月 大政奉還。
一〇月二三日 王政復古の大号令。
一〇月一四日 忠淳、大阪城において將軍より老中上座に任じられる。
二月 九日 鳥羽伏見の戦い。
二月三〇日 慶喜開陽丸へ逃げる、その後、重臣を連れ江戸へ。
一八六八(慶応四年)年 一月 三日 姫路藩主酒井忠淳は將軍に従い江戸へ。
一月 六日 新政府、慶喜追討令を出す。↓一〇日朝敵討伐令。姫路討伐令が発せられる。
一月 七日 岡山藩・龍野藩に姫路討伐令が下る。↓池田凶書
一月 二日

姫路へ向け岡山を出発。

一月三日

薩摩・長州・土佐・鳥取・広島・津の六藩を本隊とし、岡山・龍野の二藩を応援とする姫路討伐軍の編成が発表。

一月五日

岡山藩、姫路船場の本徳寺に本陣を置く。↓赤穂藩と共に姫路城を包圍。

一月六日

城西の景福寺山上から姫路城内に砲撃。↓姫路藩家老大河内帯刀、松平孫三郎が正門に出て降伏。

一月七日

姫路城開城、藩士はすべて城外に退去を命じられる。

姫路藩では、外国船の渡来以後、砲台の築造、足輕組の編成、海岸の警護が行われる。開

国後は攘夷の考えを持つ家臣も多く出ている。開国当初、藩主を中心として藩全体の方向性も攘夷である。藩主酒井忠顕のころまでは藩論は攘夷でまとまっていたものと思われる。文久二

(一八六二)年の將軍家茂と和宮の婚儀辺りまでは公武合体による攘夷の方向であったが、その頃を期に藩内の考え方も武力行使を辞さない者や自重する考えの者など段々と一つにまとまらなくなった。藩としても色々な立場の人の行動を把握する意味で情報収集にあたる。藩として

は攘夷実行を求めるように見せながら藩論は定まらなかった。そうした中で、藩内の攘夷実行グループの活動は活発になっていったようである。藩の暗黙の裡に認めるような曖昧なところが活動を激しくしていった感がある。姫路藩では藩内の尊皇攘夷を考える行動派の者が天誅

を企てる事件を起こしている。文久三(一八六三)年一月二日に藩御用達の紅粉屋児島又左衛門を暗殺している。米を買い占めて庶民を苦しめているということで天誅を加えたと張り

紙している。起こしたのは姫路藩士河合伝十郎、江坂行止、武井守正らである。江坂、武井らは自首した。しかし、「家臣録」によると「偏に国家之御為とのみ存込不顧身命暴断二及候情

実深不憫之事二被思方候二付格別之御憐憫御赦免」となり「爾後厚学問研究心得違無之様可抽忠勤」として、「謹慎」を命じられたのみで赦罰は課されなかった。そして続いて、文久三

(一八六三)年一月二八日に、姫路藩士の萩原政興、江坂行厚らが公武合体派の公家千種有文の家臣の賀川肇を暗殺する事件を起こしている。その後、下関事件(文久三(一八六三)年五

月一〇日)に対する四国(英仏米蘭)艦隊の下関攻撃と下関砲台の占拠、薩英戦争(文久三年七月二日)、天誅組の拳兵(文久三年八月一七日)の失敗、八月一八日の政変、生野の変(文

久三年一〇月二日)の失敗、水戸天狗党の拳兵(元治元(一八六四)年三月)の失敗などで尊皇攘夷運動は後退する。そして、姫路藩は最終的に「無謀な攘夷はしない」方針をとり藩内

の尊皇攘夷派を弾圧する。元治元(一八六四)年甲子の獄がそれである。尊皇攘夷派と目された家臣七八名が処罰される。その中心となっていたのが河合惣兵衛である。尊皇攘夷派の人達

は藩内だけでなく藩外の尊皇攘夷派の人達とつながっていた。その書簡があるので紹介する。河合惣兵衛が津山藩十鞍掛寅二郎(元赤穂藩士)に宛てた書簡である。元治元(一八六四)年

六月三日のもので、河合惣兵衛が閉門中のものである。この四月から仲間が召し捕らえられたり、自殺に追い込まれたりしている。

(前略)扱、先達赤城方縷々被仰下候一件、其後、西川升る弊藩有志中へ書状差越、同人も態々林藩迄其事二付下向之由、不一方苦心二相成感懐胸二迫り候次第第二御座候、同人書中二整好平内心平二件之内何レか決心致候様申越候趣なれ共、当節之左瀧(とま)

備二件共甚六ケ布、決而柔懦之筋二ハ無御座候へ共、不就事越暴二相発候てハ却而闔藩之為不直、内心之方ハ甚致たき事なれ共、跡之騷擾有志一統之大難越、宜内心之方ハ甚

致たき事なれ共、跡之騷擾有志一統之大難越候事然二候へ者、此亦慮すへき事二被存候、斎藤野拙江一書差越具、太蔵城下迄態々参兵れ候て、野拙へ面会致度旨申

参候へ共、何分門を閉能在特二嫌疑甚布近隣合壁迄も好物を手に廻し有之候故、対面も得不致残憾可番思不礼之筋二も相當痛心致居候、此節野生始有志中之事一挙手一投足も

眼を付居候故、何事も甚ハケ布当惑致候、右等之振合有志之者ハ西川へ答へ置候由二御座候、○内山彦次郎等之事、頗愉快付燈油杯大ニ下落殆舊ニ復し候趣也、去る五日京師

三条大橋池田屋二逗留之七人何人乎人々を始諸藩人数差出し召捕被及候処、不残きり死、捕手数十人即死、手負有之候下而ハ承知いたし候へ共、其訳柄如何様之次第なる哉、

未承候、○例之天誅捨札迄被仰付奉謝候、閉居中ゆへ一向何事も可承候、因城中一変事、尚委細御承知候へ、奉煩度候、○筑葉山一件も益盛二相成居候由、物裁ハ水府にて町奉行相勤候田丸稲野右衛門、藤田之次男と申事、何とも人物之由、七月十三日限り幕府二

て攘夷御決二可相成ハ横濱へ掃攘之心得之由、○板防州手船一艘二積込松前にて交易、露頭二及有志中拜謁願出刺候手数之処、其策不就此節大不致判之由、○有栖川御宮様外

二堂上二十四人倍御尽力与承候、如何なる哉、○春中長征討之風聞類二有之候へ共無之

事、此頃之説二ハ、因備藝彦雲柳川等へ御内沙汰有之候処、因之荒尾其夜投書直二国へ引取、柳川も同様之趣と承候、右之模様二て、其候二相成居候由幕府之御威光美二可歎

事二候、此度攘夷二可相連候へ者、最早御見捨二相成候、觀念と風聞も有之候、免二承知二候哉、安危之機美二今日二巡候、虫蟻痛心二たへす候へ共、最早主人江之申述も出

来不申、空布涕涙罷在候、此節ハ小輩等尊攘之筋相唱候者ハ心裏感好此全叛逆人と申触候故、何事も甚難難小輩等丹心不足之致ス所と存候、回天詩句苟明大義正人心と申ハ

実二至極尊王と申セハ只天朝越尊且主家をも頓着せざる者偽物相心得、日ノ本之大義を

はづさぬこそ尊王之大綱、譬へ勅なり共、外夷掃攘之筋、決而不可止と申たけ之事も不

得露天朝尊奉ハ浮屠者之本尊越いゝる如く心得居候二ハ頗当惑候、○照君之御慮意妙○先達申上候通空布学に謙居候へ共何乎好所置も御座候ハ、何卒御洩被下度奉希候、水

藩有志之処置ハ如何至対二候哉、右拝復旁草々頓首、再拜

六月十三日

惣兵衛

寅二郎様

侍史

御火中可被下候

〔姫路市史〕第4巻 巻頭写真より解説

この書簡には、赤穂での文久二年の家老・用人暗殺事件に関与した西川升吉、池田屋事件、鳥取藩での側用人暗殺事件、筑波山での天誅組一件などに関する内容が満載である。丁度、河合惣兵衛が謹慎中（閉門）で監視のきびしい中でのものであるが、尊王攘夷派の仲間の間でつながりや情報交換の様子を知ることができる。

姫路藩では、外の尊王攘夷派とつながりのある人たちが弾圧された。その後、慶応元年（一八六五）年二月一日、藩主忠徳は大老となり、四月一五日には第二次長州征伐に際して留守中政事向を委任される。そして、一月一五日には大老職を免ぜられ、慶応三（一八六七）年二月三〇日に家督を忠徳に譲り隠居するが、忠徳が慶応三（一八六七）年二月晦日に老中上座を拜命することとなり、姫路藩は幕府と行動を共にすることになる。

(二) 近世後期・幕末期の赤穂藩の動向

次に、近世後期・幕末期の赤穂藩の動向を見る。

赤穂藩は、森長直が備中西江原から赤穂へ転封したのが宝永三（一七〇六）年で、それ以降明治まで森家が千種川の下流域と中心に赤穂で二万石を領する。

赤穂藩では享保期後半から藩財政が問題になり始めた。赤穂藩の財政の窮乏は慢性的で緊縮政策が長く続いた。嘉永一（一八四九）年には約二万七千両余の負債があったという。蔵元や藩の御用掛に財政再建が任せられ改革を実施するが上手くいかなかったようである。文化一二（一八一五）年から文政六（一八一三）年の九カ年は江戸詰年寄が帰国して財政改革にあたった。しかし、効果が得られないままお役御免となり、文政五年から家老森主税を首班とする政事掛・勘定奉行らによる財政改革が進められる。この頃から国家老森主税と用人村上真輔が藩政の全権を握る。安政一（一八五五）年、新規融通講を計画するが蔵元らが反対しうまく進まなかった。そんな中、安政三（一八五七）年、足軽の鞍掛寅二郎が藩主忠徳の嫡子忠弘に財政改革に関する進言をする。藩主忠徳に代わって政務をとっていた忠弘は建策を容れる。国家老森主税、江戸の年寄森統之丞も賛意を示す。そして鞍掛寅二郎が赤穂藩の財政改革を進めることとなる。ところが、安政四（一八五七）年閏五月忠弘がなくなる。そのため鞍掛寅二郎の改革案は宙に浮いてしまう。でもどうしたにか、安政四（一八五七）年二月鞍掛は江戸で給人順廣、勘定奉行に抜擢される。しかし、安政五（一八五八）年四月、森統之丞は執事隠居、鞍掛は追放を申し渡される。そうして安政以降も森主税と村上真輔が藩政の主導権を握り続ける。文久二（一八六二）年一月二日には藩主忠徳が隠居し、忠典が襲封する。そうした折の文久二（一八六二）年二月九日、国家老の森主税と用人の村上真輔が足軽の西川升吉以下一三名によって殺害される。文久事件が勃発する。足軽の西川升吉以下五名が村上真輔宅を襲い、また、青木彦四郎以下八名が下城してきた森主税を襲い暗殺する。西川らは陸路で大坂、

京都に向かい、青木らは姫路から明石まで陸路を進み、明石から船で大坂に向かう。両者とも大坂住吉の土佐藩陣屋で、文久三（一八六三）年三月八日まで客分待遇でかくまわれる。斬奸状には、国家老の森主税は奸曲の者を近づけ赤穂森家を危急におとし入れさらに下民を苦しみにおとしめた。村上真輔は權威に募り奸曲を働いた。森主税らの散財、不行跡は藩の御為筋にならないとした。事件後、森統之丞が藩政を担当することになる。村上氏は藩政から脱落する。赤穂藩は西川らの処分について二転三転する。明治に入ってからではあるが、最終的には赦免、復讐の上、高野山の森家墓所の守護が命じられる。ところが高野山へ入る直前に、村上真輔の遺児によって仇討ちが実行され西川らは討ち取られる。

赤穂藩では藩内の対立で重臣の暗殺事件に発展している。足軽の西川升吉ら尊王攘夷派の実行グループが武力行使に出ている。ある面では藩内の権力闘争といった性格もある。実行グループは事件後藩外の尊王攘夷派勢力と連携を取りながら、藩論を勤王討幕へと進めようとするが段々と疎外される方向へ進んでいく。

赤穂藩としては、元治元（一八六四）年一〇月の第二次長州征伐の時期に、大坂城代の命で大坂京橋の警護にあたりたり、その後慶応二（一八六六）年一月には老中の命で伝法川水陸・常吉新田御台場の警護にあたりたりしている。幕府の指示で動いている。藩論としてははつきりしないまま進んでいく。赤穂藩が新政府支持の態度を明らかにするのは慶応四（一八六八）年正月二日である。それまでは幕府の指示を受けての行動であった。藩内は執政の森統之丞を中心に幕府支持の方向を取りつつも右往左往といった混乱の中にあつた。

姫路藩・赤穂藩の何れにおいてもこの時期血なまぐさい事件が起こった。赤穂藩では文久事件で攘夷派の旗本が家老と用人を暗殺した。姫路藩では甲子の獄で攘夷派の家臣らが七八名処罰された。攘夷派がその渦の中心にいる。どちらも過激な尊攘派志士が暗殺事件を起こしている。こうした事件はこの時期他の藩でも多くあつた。代表的なものとして土佐藩の吉田東洋の暗殺事件、因幡二十士事件等がある。藩内での対立がもとで起こっている。赤穂の事件については、かくまわれ先の土佐藩から赤穂藩に西川らの処分についてしばしば問い合わせがあつた。藩の執政が役人を遣わして土佐藩と接触させたり、他藩の者から助言を受けていたり、事件後の処理に苦悩していることが分かる。藩の財政的な危機が深刻となつたときに、藩内部での家臣の意見の対立という混乱状態に陥っている。

姫路の事件、赤穂の事件を考えると、藩内の意見の対立から生じたこと、横のつながりがあつての事件ということであるが、過激な攘夷派の志士の思想的な背景が攘夷ということである。意見の主張が活発に行われるところは言論や表現・行動の面で自由なところや発言権が伸びてきているという点で評価できる。しかし、武力行使という民主主義から逸脱した行為があるところがいただけない。

こうした、姫路藩・赤穂藩の状況から龍野藩の状況と内容的に違うところを考えると、姫路藩・赤穂藩の場合は家臣の武力行使があることである。龍野藩の室田三郎をはじめとする上申は実力行使といっても文章によるものである。実力として武力を行使するかどうかの違いがある。それと百姓への近さである。百姓に近いところにいるか、百姓から離れたところにいるか

の視点の違いがある。この点の相違は大きい。姫路藩や赤穂藩の動きをみることによって、地に足が着いた行動がとれるかどうか、百姓への遠近さにあると考える。世の中は村方騒動や百姓一揆で基盤が動こうとしている。こうしたところに重きを置いた考えを室田己三郎が主張しているところに意味がある。室田己三郎の考えるところが広まらないのが当時の限界である。当時の民意の段階がこの水準ということである。

「公議」「世論」の観点から姫路藩・赤穂藩の状況をみると、家臣から意見を聞く機会があったし実際に上申もある。弾圧という力による攻撃・圧迫や反対派の殺傷にも及ぶ。こうした暴力行為は「公議」「世論」とは対極にあるもので民主性の基盤形成や発展過程には相いれないものである。時として反動的にあらわれ危険なものとなる側面があるということである。

おわりに

幕末期における下級家臣の上申について、藩士室田己三郎の上申を中心に見てきた。幕末期は藩の財政的な窮乏にともなう領主的危機が極度に進行する中で、ペリーの来航以降、対外的な危機状況が加わり、幕藩体制はまさに崩壊寸前の状態になる。開国による貿易の開始で封建制の危機的状況でもあった。そんな中で出される下級家臣室田己三郎の上申のもつ民主的側面に焦点を当てて検証した。幕府においても藩においても危機的な状況の中で危機打開のために各方面に意見を求める。意見を求めるということは、独断で物事を決めるというのではなく、民意を尊重するあらわれでもある。しかし、置かれている状況が危機的状況という場面であることやどうしてよいかわからず混乱している中で意見聴取ということからしても、止むにやまれず仕方なく、民意を尊重するというような状況になったと考えられる。しかし、封建的な上意下達の社会の中で、礼儀に反する行為、恐れ多い行為、罰せられるかもしれないという中で意見表明・意見具申・発言権の行使は一定の評価をする必要がある。龍野藩においては、ペリーの親書に対して藩主が幕府に意見を述べている。その後も何度か意見を述べている。藩内においても上級家臣が藩に上申している。その中身は、一時的に開国してもゆくゆくは攘夷をするように求めたものである。藩主が幕府に意見した内容も上級家臣が藩に上書した内容も同じ攘夷であった。一部、龍野藩に「衆議公論」と説く家臣がいたということは一定の評価をする必要がある。

そうした中で下級家臣も藩の要請によって意見を上申する。下級家臣の上申内容がどのようなものであるか、民意をどのように反映する内容となっているか。封建制下における民主化の発展状況を下級武士の上申で見た。その結果、藩主の幕府への上書や上級家臣の藩への上書には攘夷とはあるものの、百姓の状況認識が薄い傾向にあった。そんな中で、下級家臣の上申の中には百姓の現状を認識した内容があり、当時の民主化の現状を象徴するものであることがわかった。そして、上申という行為の中に意見表明・意見具申・発言権の行使など広い意味で「公議」「公論」への道筋につながる内容があることを確認した。そして、下級家臣の上申の中には百姓の現状を認識した内容があること、百姓を基軸に据えた視点があるということもわかった。百姓を基軸とする視点の中に、村請制の特質から、村請制で培われた自治や民意の伸張が

「公議」「世論」につながっているのではないかとすることを、村方騒動・百姓一揆を検討することによって村役人の不正の糾弾・追求、監査請求に関する内容等から確認した。村請制の特質としての自治・民主化の育む側面と村役人と小前百姓との対立から生じる限界、そして、新たな地租改正による税の個人負担への移行の論理的な検証については今後の課題とした。

民主主義的な要素を考えると、次のようなことが考えられる。民主的な国家というのは、異なるものに寛容がある社会であること、弱者や少数者を大事にする社会であるということ、言論・表現・話し合いを大事にする社会であるということ、自由を尊重する社会であるということ、命を大事にする社会であるということ、暴力はどんなことがあっても否定する社会であるということ、自分のことより皆のことを大事に考える社会であるということ。これらのことを考え合わせると、室田己三郎の上申の中にはこれらの要素が多く含まれている。言うことの大事を主張していること、百姓の立場を配慮すること、上に立つものは万民を安穩にすること、学問の重視、寛容の心で聴くこと、言路を開くこと、青史より学ぶこと、思いやりの心大事なこと、独りよがりになつてはならないこと、善政を行うことの必要性などを言っている。これらは民主主義に関する内容そのものである。封建制下にあつての「公議」「世論」や今日の民主主義の内容を確認できた。そうした点でこの上申は意味があつたと考える。こうした内容を含む上申とあわせて、民主的要素を歴史的に見ていくことと、今後の民主主義の発展の過程を論理的に明らかにしていくことが今後の課題である。

註

- (一) 戦後の近世史研究では、民主化の中で封建遺制の克服を現代的な課題として研究がすすめられた。封建遺制の克服から真の民主主義を求めての問題意識を合せて持っている。
- (二) 森政稔著『変貌する民主主義』(二〇〇八年 筑摩書房) や高橋源一郎著『ぼくらの民主主義なんだぜ』(二〇一五年 朝日新聞社出版)、山口二郎著『民主主義は終わるのか』(二〇一九 岩波書店) など多数の著書がある。
- (三) 「公議」「公論」について、三上博著『維新史再考』(二〇一七年 NHKブックス)、上田純子編『幕末維新のリアル』(二〇一八年 吉川弘文館) に詳しくまとめている。本稿では「公議」「公論」の上申を含めて広い意味でとらえて「公論」「公議」とした。
- (四) 田中彰著『幕末維新史の研究』(一九九六年 吉川弘文館) や小野止雄著『幕藩権力解体過程の研究』(一九九三年 校倉書房)、佐藤誠朗著『幕末・維新の政治構造』(一九八〇年 校倉書房)、芝原拓自著『明治維新の権力構造』(一九六五年 御茶の水書房) などは維新変革の政治的主体の問題を追究している。
- (五) 宮地止人著『天皇制の政治史的研究』(一九八一年 校倉書房) 『幕末維新像の展開』(二〇一八年 花伝社) は国家の機能と構造を論理的に研究している。
- (六) 芝原拓自著『日本近代化の世界史的位置』(一九八一年 岩波書店)。
- (七) 保谷徹著『幕末日本と対外戦争の危機』(二〇一〇年 吉川弘文館)、青山忠止著『明治維新と国家形成』(二〇〇〇年 吉川弘文館)、同著『明治維新を読み直す』(二〇一七年

清文堂出版)、藤田寛著『近世後期政治史と対外関係』(二〇〇五年 東京大学出版会)に詳しい。

(八) 谷山正道著『民衆運動からみる幕末維新』(二〇一七年 清文堂出版)や高橋実著『幕末維新期の政治社会構造』(一九九五年 岩田書院)は近世から近代への移行期に展開された民衆運動から近代への意向のあり方を追究している。また、佐々木潤之介編『村方騒動と世直し』上下(一九七二年 青木書店)に所収されている論稿の数々は、幕末維新期の村方騒動や百姓一揆を通して、人民の反封建闘争が世直し状況を作っていたとしている。本稿においても民衆運動との関係を意識的に重視している。

(九) 木原薄幸著『幕末期佐賀藩の藩政中研究』(一九九七年 九州大学出版会)、田中彰著『幕末の藩政改革』(一九六五年 塙書房)などがある。

(一〇) ごく最近の歴史学研究会の動向は、『歴史学研究』増刊号(2016年)の「近世日本の「開国」と政治・社会」で、近世日本にとって開国とは何だったのかを問い直し、新たな国家像の構築を模索している。

(一一) 坂野潤治他編『日本近現代史 構造と変動』I 維新変革と近代日本(一九九三年 岩波書店)の総論に研究視点がまとめられている。

(一二) 『龍野市史』第二巻(一九八一年 龍野市)一七五頁。

(一三) 村請制については拙稿「享保期の村請制と免割について」(『姫路大学教育学部紀要』第九号 二〇一六年)に播磨国飾西郡杉之内村の免割帳を中心としてまとめた。

(一四) 龍野歴史文化資料館所蔵文書に、

嘉永六癸丑年七月十二日到来小奉書

亞米利加船差出候書翰和解写二冊別段差遣候、通商御許容之可否者、実々不容易事二候間、右書翰之趣、得と逐孰覽、一体之利害得失、後来之所迄も厚く思慮を被付、見込之趣十分三御申候様ニと存候、尤、右之趣、伏見奉行其地町奉行・禁裏附・奈良奉行江茂及通達候様可被致候、以上、

七月六日

久世大和守

松平伊賀守

松平和泉守

牧野備前守

阿部伊勢守

脇坂淡路守様

とある。

(一五) 「合衆国伯理璽天德書簡和解」等については、早稲田大学図書館システムにより水川家所蔵勝俣氏旧蔵書の「合衆国伯理璽天德書簡和解」「合衆国伯理璽天德副翰和解」「合衆国水師提督上書和解」「合衆国水師提督口上書和解」を参考とした。

(一六) 龍野歴史文化資料館所蔵『脇坂家分限帳』によると、脇坂左司馬は天保八(一八三七)

年一〇月二五日嫡子頭、天保一一(一八四〇)年一月二四日御城代手伝とある。父の代

で家督は三四〇石(文政二二年には三五〇石)である。上級家臣である。加集琢磨は幕末期に大目付とある(村田家文書)。

(一七) 『龍野市史』第5巻 八一頁の「如水様時代分限帳」。

(一八) 『諸士等格二寄御扱振之見込』には、

諸士等格二寄御扱振之見込

一 御家老・年寄共之儀者格別御懇ニ被成下御政事筋之儀者申ニ不及、万事御心事を御明し御談し可被遊、乍去、礼節止敷褻褻之儀無之様御扱振之事、

一番頭共之儀ハ御懇ニ被成下、折々御前江被召呼、罷出候節ハ、武道之穿鑿付之工、文武之引立方并戦法軍術等之見込御尋之事、(貼り紙略)

一 者頭共も右ニ準じ候事、

一 諸役人共之儀ハ、御懇ニ被成下、折々ハ疑議又ハ御政事向等ニ付獻議或ハ見込等為申出、其才能学問之処をも御試し、夫々長所を取御委任之事、

一 給人共之儀ハ追々重き御役筋をも被仰付候ものニ候儀、別而壯年之向、尚更文武之道厚相心懸、士氣相励候様御引立之事、(貼り紙略)

一 御玄闈江相話候給人嫡子庶從共、其外ニも御殿詰之もの御呼出し於御庭武芸之御相手又ハ其人ノ芸術御試之事、

一 代々無足人と唱候ものハ、何連も家筋之ものニ而、則、御近習小性其外共被仰付候者其之儀ニ御座候処、段々食禄も薄く相成、日々暮方難渋仕よりハ風儀も相崩候様相成御近習小姓江御選ニ相成候ものさへ乏く御座候姿ニ及ひ、何共數ヶ數儀ニ奉存候、是又、其思召ヲ以御引立被成下候様有之度奉存候、

一 御流已下、右ハ御徒小頭其外諸向小役人被仰付、町在之もの差配或ハ公事、地方江も懸御取納御勘定等をも被仰付候者儀ゆへ、風儀止敷衣食之憂無之様被成下、急度御用立候ものハ御取立被成下候様仕度奉存候、(後略)

とある。

(一九) 龍野歴史文化資料館所蔵村田文書の中の御用番垣屋太郎左衛門の日記の中にある。

(二〇) 『姫路市史』第四巻(二〇〇九年 姫路市)三七四頁に詳しい。

(二一) 『姫路市史』第四巻を参考として作成した。

(二二) 『姫路市史』第四巻 八二頁に詳しい。また、『播磨学紀要』第二三二号(二〇一八年 播磨学研究所)・『播磨学紀要』第三号(二〇一九年)に藤原龍雄「江戸幕府最後の

大老酒井忠積と姫路藩甲子の獄(上)(下)に、姫路藩の尊干攘夷運動が詳細にまとめられている。幕府政治、藩の政治の流れを中心に論じられている。藤原龍雄著『姫路城開城』(二〇〇九年 神戸新聞総合出版センター)では、幕末から鳥羽伏見の戦い直後の姫路城

開城の時期をまとめている。

(二三) 『赤穂市史』第二巻(一九八三年 赤穂市)三四七頁〜三四九頁に享保・元文期の藩財政の窮乏状況が詳しい。

(二四) 『赤穂市史』第二巻 五三五頁。

- (二五) 村上貞輔は文政五年(1824)時は遊学しており猪飼敬所に学んでいた。文政七年には忠貫が襲封した後、藩主の嫡子忠徳の近侍兼侍読に任じられる。その後、書簡役側頭・寺社町奉行・物頭役を歴任、天保二一(1842)年には用人格、嘉永三年には本格用人となり藩の政事に係る。家老森主税を補佐し赤穂藩政の中樞を担ったと『藩儒村上氏』(二〇一六年 赤穂市立歴史博物館)一七頁にある。
- (二六) 文久事件に関しては、古くは筏水處著『高野の復讐』(一九二四年 日本魂社)、太田由喜馬著『赤穂志士高野の殉難』(一九二五年 十五志士事蹟顕揚会)がある。『高野の復讐』は仇討ちをした側の立場から、『赤穂志士高野の殉難』は暗殺をした側にあたる尊王攘夷の立場からまとめている。『特別展図録 藩儒村上氏 文久事件・荒野の仇討』(二〇一七年 赤穂市立歴史博物館)は最近発行された史料などをもとにまとめられている。
- (二七) 『鳥取藩史』第六卷(一九七一年 鳥取県)五三〇頁から「事変志」として「廿十事件始末」の史料が掲載されている。

